

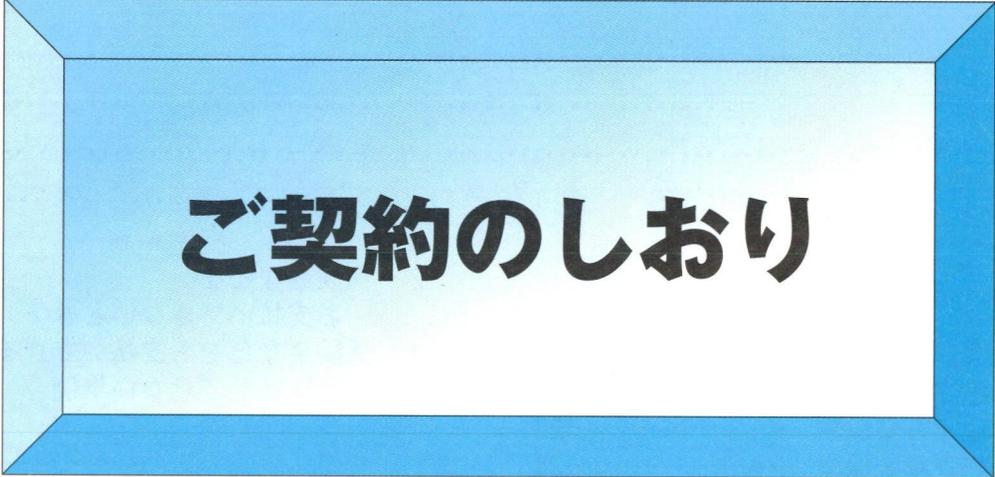
ご契約のしおり

この「ご契約のしおり」はご契約に関する重要なことがらを記載しておりますので、ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

- 財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険
- 財形終身年金保険

JP

INSURANCE



ご契約のしおり

約 款

目次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」はご契約内容についてぜひ知っておいていただきたい重要な事柄を説明しております。

☆ ご利用目的別目次	6
☆ 主な保険用語のご説明	8
☆ お願いとお知らせ	12
☆ お手続きやご契約に関するお問い合わせ	104

基本契約

第1 保険種類の特長と仕組み	22	2 保険金などを お支払いできないとき	37
1 財形積立貯蓄保険	22	3 保険金などをお支払いできる事例と お支払いできない事例	38
2 財形住宅貯蓄保険	23	第2 年金のお支払い	39
3 財形終身年金保険	24	1 年金をお支払いするとき	39
第2 保険料のお払込み	25	2 年金のお支払方法	39
1 保険料のお払込方法（経路）	25	3 継続年金のお支払い	39
2 払込保険料額などのご通知	25	4 年金の上乗せのお支払い	40
3 払込代行契約によるお払込みの特則	25	5 年金支払場所を変更 されるとき	40
4 保険料の払込猶予期間と ご契約の失効	26	第3 保険金又は年金の受取人 及び受取方法	41
5 保険料のお払込みが困難な場合の ご契約の継続方法	26	1 死亡保険金受取人の指定 又は変更	41
第3 ご契約の解約と返戻金のお支払い	27	2 死亡保険金受取人が指定されていない 場合の死亡保険金受取人	41
1 ご契約の解約	27	3 保険金又は年金の受取方法	41
2 返戻金のお支払い	27	4 保険金又は年金のご請求に 必要な書類	42
第4 契約者配当金のお支払い	28	5 証明する書類としてご提出して いただく書類の例	44
第5 加入年齢又は性別の誤りによる 保険金額等の更正	28		
第6 その他	29		
第7 重度障害の状態等	32		
1 重度障害の状態	32		
2 会社所定の感染症	32		
3 療養を要する状態	32		

保険金などのお支払い

第1 お支払いする保険金など	36
1 お支払いする保険金など	36

各保険種類に固有な事項

◎ 財形積立貯蓄保険	48
◎ 財形住宅貯蓄保険	50
◎ 財形終身年金保険	53

そ の 他

第1 返戻金額例	58
[財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険]	
1 失効又は解約の場合の 返戻金額	58
2 死亡返戻金の額	59
3 保険金額の減額変更の場合の 返戻金額	59
[財形終身年金保険]	
1 死亡による死亡返戻金	60
2 解約による返戻金	60
第2 税制上のお取扱い	61
1 非課税扱いを受けるために 必要なお手続き	61
2 お受け取りになる保険金など	63
3 ご注意	63
第3 財形持家融資制度の ご利用について	64
第4 財産形成貯蓄活用給付金	64

約 款

「ご契約のしおり」と併せてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

保険種類ごとの約款

- 財形貯蓄保険普通保険約款68
- 財形終身年金保険普通保険約款78

ご利用目的別目次

ご契約について次のようなことがあった場合や、契約内容について確認が必要な場合には、該当するページをご覧ください。

保険用語の意味について知りたい



主な保険用語のご説明

P 8

加入できる払込保険料又は年金の
限度額について知りたい



ご加入の制限

P12

申込みを撤回したい



ご契約のお申込みの撤回
(クーリング・オフ制度)

P13

いつから保障が開始するのか知り
たい



ご契約の責任開始時

P15

この保険の特長について知りたい



保険種類の特長と仕組み

P22

保険金（年金）がもらえるのはど
んなときか知りたい



お支払いする保険金など
年金のお支払い

P36

P39

保険金（年金）の請求には何を
用意すればよいのか知りたい



保険金又は年金のご請求に必要な書類

P42

保険金（年金）はだれが請求でき
るのか知りたい



保険金又は年金の受取人及び受取方法

P41

転居した場合の手続きについて知
りたい



その他(当社からのお願いとお知らせ)

P19

保険料の払込猶予期間と失効について知りたい(契約が失効してしまった)	⇒	保険料の払込猶予期間とご契約の失効 P26
保険料の払込みが困難な場合の継続方法について知りたい	⇒	保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法 P26
契約の保障内容を見直したい	⇒	ご契約の変更 P48, 50, 53
保険証券を紛失してしまった	⇒	その他 P29
非課税制度を利用するにはどうしたらよいのか知りたい	⇒	税制上のお取扱い P61
契約者配当金がいつもらえるのか知りたい	⇒	契約者配当金のお支払い P28

主な保険用語のご説明

このしおりをお読みいただく上でご参考になる「主な保険用語のご説明」

- | | | |
|---|-----------------|---|
| オ | 覚書 | ●財形貯蓄取扱依頼書のご提出に代えて、この基本契約に係る事務のお取扱いに関し、勤務先と会社との間で取り交わしたもの。 |
| カ | 加入年齢 | ●被保険者のご加入時の年齢のことであり、満年齢で計算して1年未満の端数については6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。
(例) 36歳7か月の被保険者の加入年齢は37歳となります(ただし、財形終身年金保険の被保険者の加入年齢については、満年齢で計算します)。 |
| キ | 基本年金 | ●ご加入時にお支払いをお約束する年金をいいます。 |
| ク | 偶発的な外来の事故 | ●災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由であって、会社所定の感染症(32ページ参照)を除いたもの。 |
| ケ | 契約応当日 | ●ご契約後の保険期間中に迎える毎年又は毎月の契約日に相当する日(その月にその応当日がない場合には、その月の末日の翌日)をいいます。 |
| | 契約者配当金 | ●決算に基づき、ご契約ごとに割り当てされる、又は割り当てされたお金をいいます。
(注) 配当金は変動(増減)し、決算実績によっては0となる年度もあります。 |
| | 契約日 | ●通常は責任開始の日をいい、保険期間等の計算の基準日となります。 |
| サ | 財形貯蓄取扱依頼書 | ●この基本契約に係る事務のお取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社にご提出したものです。 |
| シ | 失効 | ●保険料払込猶予期間(払込期日経過後ただちに保険契約の効力を失わせる事なく、保険料のお払込みを猶予する期間のことをいいます。)内に保険料のお払込みがないことなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。 |
| セ | 責任開始時
責任開始の日 | ●申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。 |
| | 責任準備金 | ●将来の保険金などをお支払いするために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるお金をいいます。 |

タ	第1回 保険料相当額	●ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金をいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます（保険料充当金ともいいます。）。
ツ	積増年金	●財形終身年金保険において、契約者配当金により基本年金に積み増す年金をいいます。その年金の額は、契約者配当金の割り当ての度合いによって異なります。
ネ	年金受取人	●年金を受け取る方をいい、被保険者の生存中は被保険者ご自身が年金受取人になります。
	年金継続受取人と継続年金	●財形終身年金保険において、保証期間内に被保険者が死亡されたときに、残りの保証期間の年金を受け取る方を年金継続受取人といい、そのお支払いする年金を継続年金といいます。 なお、財形終身年金保険の年金継続受取人は保険契約者の相続人等です。 (注) 継続年金を受け取る権利は、保険契約者の相続財産となりますので、民法の相続の規定によって、保険契約者の権利義務を承継された方が年金継続受取人となります。
	年金支払事由 発生日	●被保険者が年金支払開始年齢に達した日をいいます。
ハ	払込時期	●毎回の払込保険料をお払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日までをいいます。
ヒ	被保険者	●その人の生死などが保険の対象とされる方です。その方の生存や死亡などに関して保険金又は年金がお支払いされます。
ヘ	返戻金	●ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約後短期間の場合は返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。
ホ	保険金	●被保険者が所定の事由に該当したとき又は被保険者のお身体が特定の状態に該当し、一定期間継続したときに、お支払いするお金のことをいいます。
	保険金受取人	●保険金の支払事由が発生した場合、保険金を受け取る方をいいます。
	保険金の支払事由	●保険期間中における被保険者の死亡、保険期間の満了などの保険金が支払われることとなる事由をいいます。

保険契約者

- かんぽ生命保険（以下「当社」といいます。）と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約の変更等の請求権）及び義務（例えば、保険料支払義務）を有する方をいいます。

保険証券

- ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金等をお受け取りになる際などに必要となりますので、大切に保管してください。

保険料

- 保険金の支払事由が発生した場合にお支払いすることとしている保険金の対価として、保険契約者にお払込みいただくお金をいいます。

保証期間

- 財形終身年金保険において、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡された場合に継続して年金のお支払いをする一定の期間をいいます。

ヤ

約款

- ご契約の締結からご契約の消滅までのとりきめ（契約内容）を規定したものをいいます。

お願いとお知らせ

1 当社の業務委託

当社は、保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金等の支払請求の受付等の業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。

2 ご加入の制限

◎ご加入できる方の制限

財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険及び財形終身年金保険では、保険契約者及び被保険者が同一人（財形終身年金保険では、年金受取人も同一人）で、かつ、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」という。）第2条第1号に規定する勤労者であることが必要です。

【勤労者財産形成促進法第2条第1号】

勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。

また、保険料が事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主がご親族の場合には財形法上の勤労者と認められることが必要（例：事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しない等）であることなどの要件を満たすことが必要です。

なお、これらの要件に適合しない場合には、ご契約は無効となります。

◎ご加入できるご契約数の制限

既に財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を、既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

◎ご加入できる払込保険料及び年金の限度額

当社の保険契約については、法律及び政令により、被保険者1人についてご加入できる払込保険料総額及び年金額などの限度（加入限度額）が定められています。

もし、この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることとなります。なお、ご契約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、ご契約を解除させていただきます。

また、被保険者が簡易生命保険契約（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約のことをいいます。なお、当社が引き受ける生命保険のご契約は、簡易生命保険契約とは異なります。）にご加入されている場合には、当社の生命保険にご加入できる払込保険料の総額又は年金額は以下の金額から簡易生命保険契約の保険料総額又は年金額を差し引いた額となります。

○財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険の払込保険料総額

被保険者1人につき 550万円

○年金の基本契約の加入限度額

被保険者1人につき 年額90万円

3 ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

申込者（契約成立後は保険契約者）は、「保険契約の申込日」又は「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面（注）によるお申し出により、ご契約のお申込みを撤回（契約成立後は解除）することができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

ご契約のお申込みを撤回される場合には、撤回をされる方が正当な権利者（申込者又は保険契約者）であることを証明できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちの上、次の事項を記載し、記名押印した書面を前記の期間内に当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご提出してください（郵送でも可能です）。

（注）お申込みを撤回する際の書面には、以下の内容をご記入ください。

- お申込みを撤回する旨、申込撤回年月日、保険契約のお申込みの年月日、保険種類、保険金額、年金額、保険料額、申込者の住所及び氏名、被保険者の氏名、保険証券の記号番号（保険証券を受け取られている場合に限り。この場合、保険証券もお持ちください）。

ご契約のお申込みを撤回された場合において、その後、保険証券が勤務先を經由して保険契約者あてにお届けすることがあります。この場合は、大変お手数ですが、行き違いで送付された保険証券は無効となりますので、当社又は委託会社（郵便局株式会社）にお返しいただきますようお願いいたします。

4 生命保険募集人

(1) 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約が成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾したときに保険契約は成立します。

(2) 当社の商品を取り扱う生命保険募集人について

当社の商品を取り扱う生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

5 本人確認のお願い

当社の生命保険契約に関する一定のお取扱いをする場合には、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成十四年法律第三十二号）、同法施行令及び同法施行規則に基づき、保険契約者等ご本人であることを証明する書類の提示を受け、保険契約者等ご本人であることを確認させていただくこととなります。

なお、保険契約者等ご本人であることが確認できない場合には、お取扱いできないこととなります。

詳しくは、当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

(1) 当社の生命保険の本人確認が必要な手続き

当社においては、次のお取扱いを行う場合、ご本人であることを確認させていただきます。

ア 次に掲げる保険契約の「新規申込み」、「満期保険金、年金又は返戻金のお支払い」及び「保険契約者の変更（新しく保険契約者になられる方についてご本人であることの証明書類の提示が必要です。）」

○満期保険金をお支払いする旨が定められている保険契約のうち、満期保険金額が保険料払込総額の80%以上となる保険契約

○終身保険契約のうち、保険料を全期間分前納払込みするもの

○年金保険契約（特約を付加された場合に一部対象外となります。）

イ 一度に金額が200万円を超える現金又は小切手によるお取扱い（保険料のお払込み、満期保険金、死亡保険金、年金又は返戻金など）

(2) 証明書類

提示していただく証明書類としては、次の書類（いずれも住所、氏名及び生年月日が記載されているものに限りま）がございす。

なお、委任代理人の方など保険契約者等ご本人以外の方がお手続きをされる場合には、保険契約者等ご本人についての証明書類のほか、委任代理人についての証明書類も提示していただくこととなりますので、ご注意ください。

○運転免許証

○国民年金手帳、身体障害者手帳等

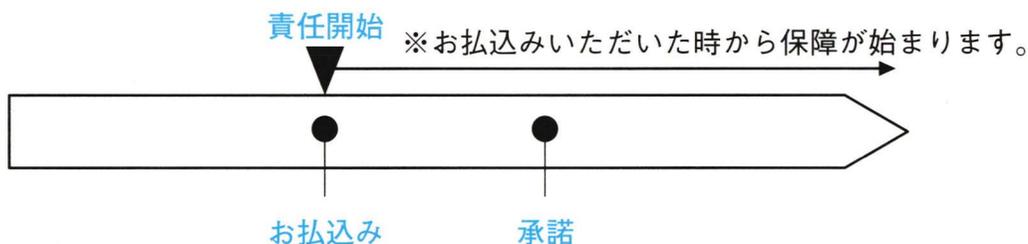
○旅券（パスポート）

○国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証等

6 ご契約の責任開始時

ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額などを考慮して判断させていただきます。

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお払込みが完了したときから、ご契約上の責任を負い、保障は以下の時期から開始されます。



また、お申込みの承諾の通知に代えて勤務先を經由してお届けする保険証券に記載されている保険種類、保険金額（年金額）、氏名、性別、生年月日、その他の記載事項についてお確かめください。

なお、記載内容が相違していたり、ご不明な点などがございましたら、当社コールセンター（0120-552950）にお知らせください。

7 現在のご契約を解約又はその保険金額を減額し、新たな保険契約のお申し込みをお考えの方へ

現在のご契約を解約又はその保険金額を減額し、新たな保険契約のお申込みをお考えの方は次の点にご注意ください。

- 現在のご契約を解約又はその保険金額を減額される際に生じる返戻金は、多くの場合、お払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
なお、返戻金の計算はご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する契約者配当金の請求権などを失うこととなる場合があります
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても詐欺による無効などの場合には保険金がお支払いされないことがあります。

8 当社からのご契約確認

ご契約のお申込みの際、又はご契約成立後に、当社の担当者又は委託会社（郵便局株式会社）の担当者がお申込み内容について、確認させていただく場合があります。

9 個人情報保護方針（お客さまの個人情報の取扱いについて）

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の保護が重要なテーマであると認識し、個人情報の保護に関する方針を定め、これを実行いたします。

(1) 法令等の遵守

当社は、個人情報をお取り扱いをする際に、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）をはじめ個人情報の保護に関する関係諸法令、国が定める指針その他当社で定める内部規程等の規範を遵守いたします。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、その範囲を超えてお取扱いはいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき制限されている場合には、当該利用目的以外でのお取扱いはいたしません。

- ア 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- イ 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ウ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- エ その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページ及びディスクロージャー誌に掲載するほか、ご本人から直接書面等により情報を収集する場合に明示いたします。

(3) 個人情報の取得

お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、必要な範囲で適正かつ適法な手段により個人情報を取得いたします。

(4) 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上でお客さまの保健医療に関する情報等を含む個人情報を取得及び利用することを十分に認識し、支店、統括支店、サービスセンター及び本社に責任者を置き、取得した個人情報を正確かつ最新の状態で保管及び管理するよう努めるとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等に対して適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先を適切に監督いたします。

(5) 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いてお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- ア あらかじめご本人さまの同意がある場合
- イ 当社の業務の遂行上必要な範囲で、業務を外部へ委託する場合
- ウ 社団法人生命保険協会で運営する「契約内容登録制度」等に登録するため、ご本人さまの保険契約内容を提供する場合
- エ その他法令に基づく場合

(6) 正確性の確保

当社は、保有個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新のものとするため、適切な措置を講じます。

(7) 個人情報について開示、訂正等のご請求

保有個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、業務の実施に著しい支障を来たす等特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

(8) 個人情報に関するお客さまのお申し出

お客さまからの個人情報のお取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口で適切かつ迅速に対応いたします。

(9) 継続的な改善

当社は、個人情報の適切な保護を維持及び改善するため、内部規程等を継続的に見直し、常に最良の状態を維持いたします。

10 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約又は契約変更時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

なお、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時又は契約変更時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

【保護機構の概要】

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢、健康状態等によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たにご加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が支援を行い、ご加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金額の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保障（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。）。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】

$$= 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、当社又は保護機構のホームページ（<http://www.seihohogo.or.jp/>）で確認できます。

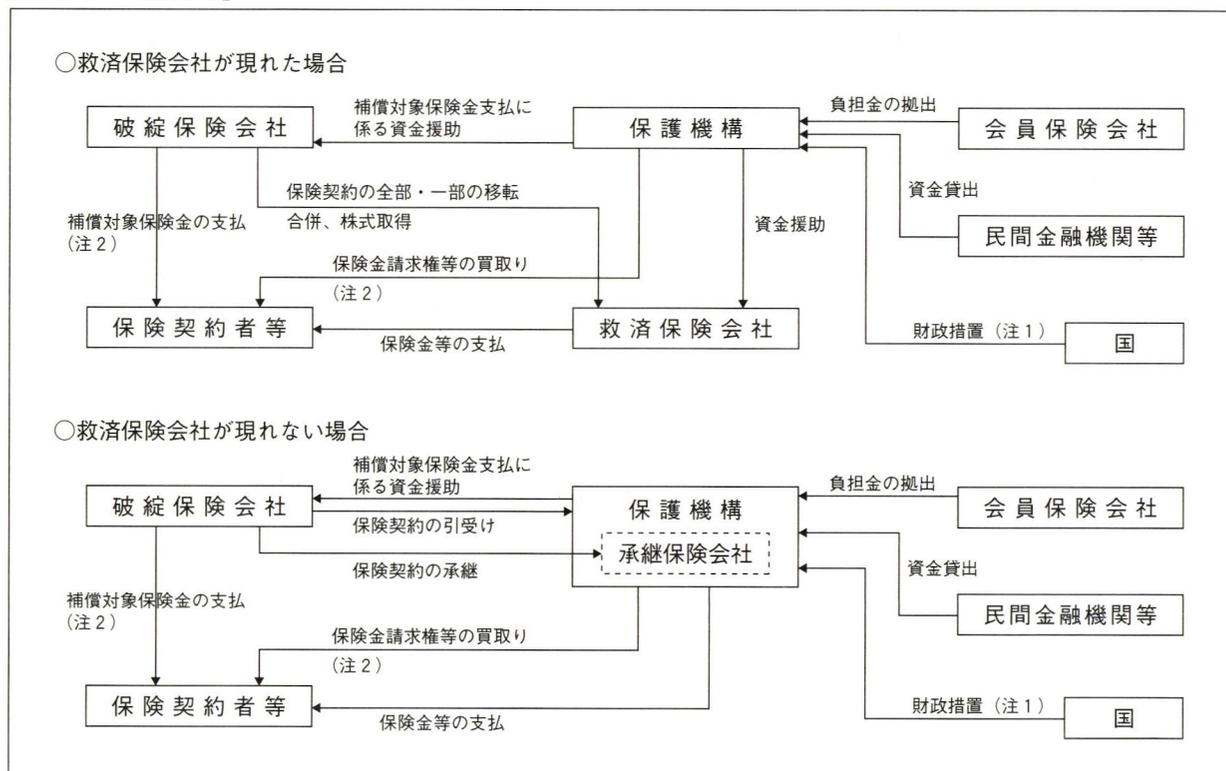
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において

被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率及び買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 保険証券等をお確かめください

保険契約申込書に記載された保険種類などのお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載してありますので、保険証券が届きましたら、保険種類、保険金額、年金額、被保険者の氏名や生年月日、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。もし、お申込みの内容と相違している場合には、当社コールセンター（0120-552950）にお知らせください。

12 当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

13 その他（当社からのお願いとお知らせ）

- (1) お申込みの際に受けた説明で、ご不明な点がございましたら、当社コールセンター（0120-552950）までお申し出ください。
- (2) 保険契約者、被保険者が住所を変更された場合には、郵便物の配達についての転居届とは別に当社に対する住所変更の届出が必要となりますので、当社又は委託会社（郵便局株式会社）の窓口にも必ずお届けください。

なお、住所変更のお手続きの方法については、当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

また、住所変更については、インターネットでもお手続きいただけます。

○かんぽ生命のホームページアドレス <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

また、住所変更のお手続きをされなかった場合には、各種のご案内がされずに、ご契約が失効したり、保険金のお支払いが遅れるなどの不利益が及ぶことがあります。

なお、長期間にわたり海外に出国される場合は、ご契約が失効することのないように、保険料払済契約への変更などを行うことができますので、お早めに当社コールセンター（0120-552950）にご相談ください。

- (3) 育児休業やその他の事由により、保険料のお払込みを一時中断される場合は、お早めに当社コールセンター（0120-552950）にご相談ください。
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓又は改名された場合には、改姓又は改名の届出が必要となりますので、当社又は委託会社（郵便局株式会社）の窓口にも必ずお届けください。
- (5) お手続きの際にご提示いただく各種証明書類については、住所、氏名、記号番号等を記録させていただきますか、写しをとらせていただく場合がございます。

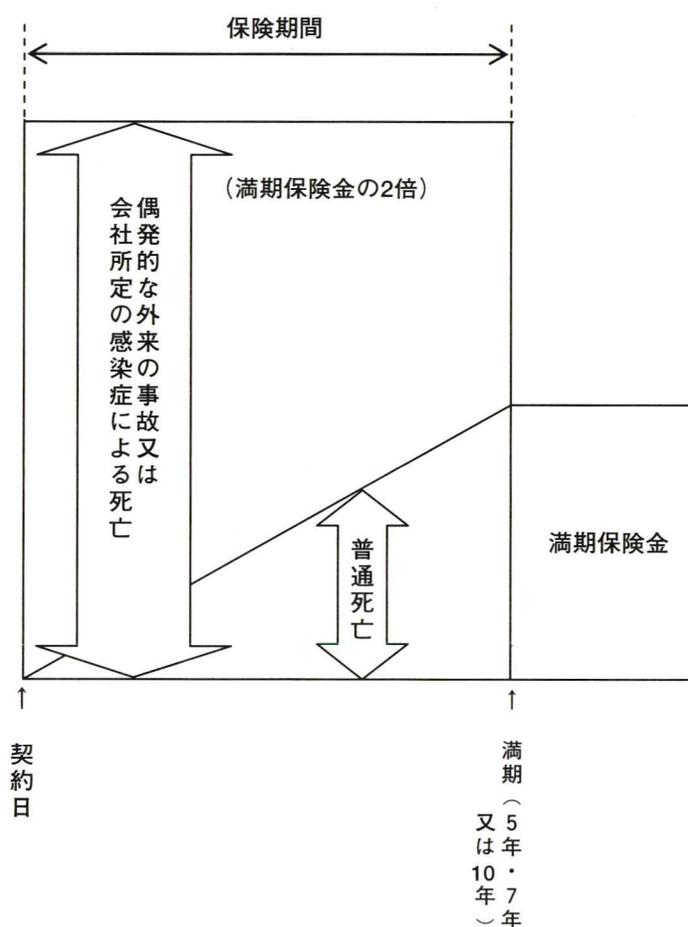
**ご契約のしおり
(基本契約)**

第1 保険種類の特長と仕組み

1 財形積立貯蓄保険

被保険者が生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に、責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき又は責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症（32 ページ参照）を直接の原因として死亡されたときに死亡保険金をお支払いするもので、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とするものです。

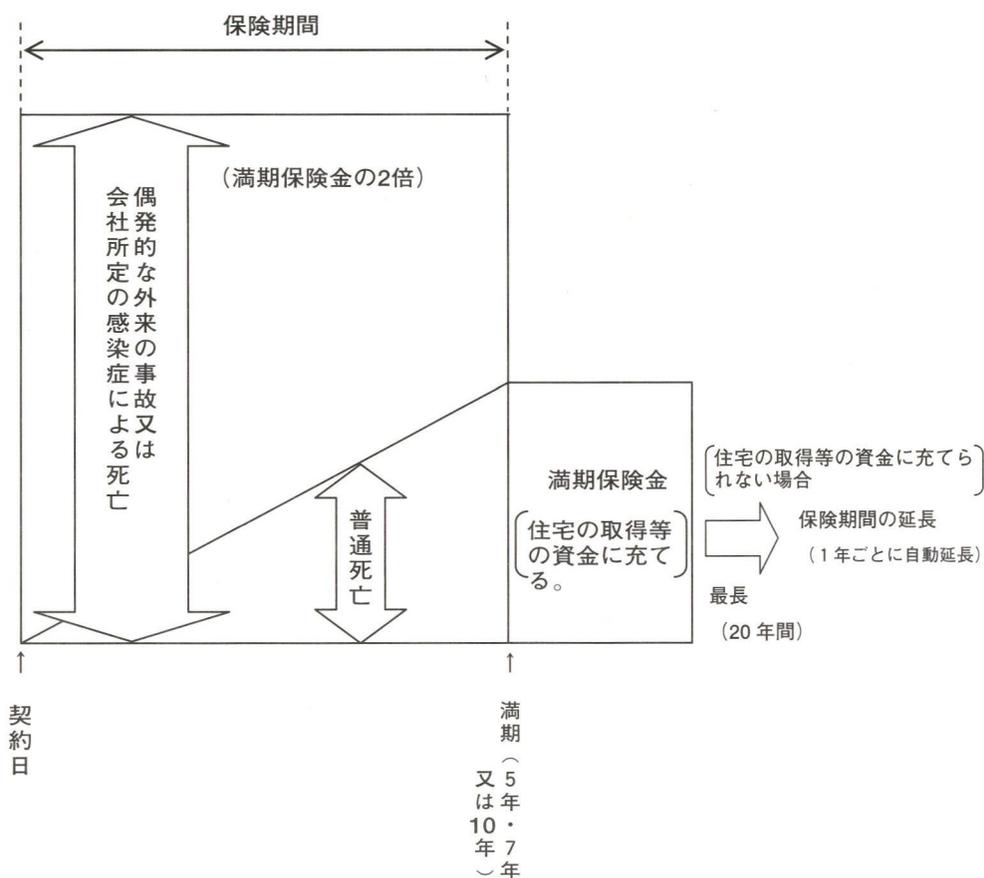
仕組み図



2 財形住宅貯蓄保険

保険者が生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に、責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその被害の日から180日以内に死亡されたとき又は責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症（32ページ参照）を直接の原因として死亡されたときに死亡保険金をお支払いするもので、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とし、満期保険金を住宅の取得又は増改築（以下「住宅の取得等」といいます。）の資金に充てるものです。

仕組み図



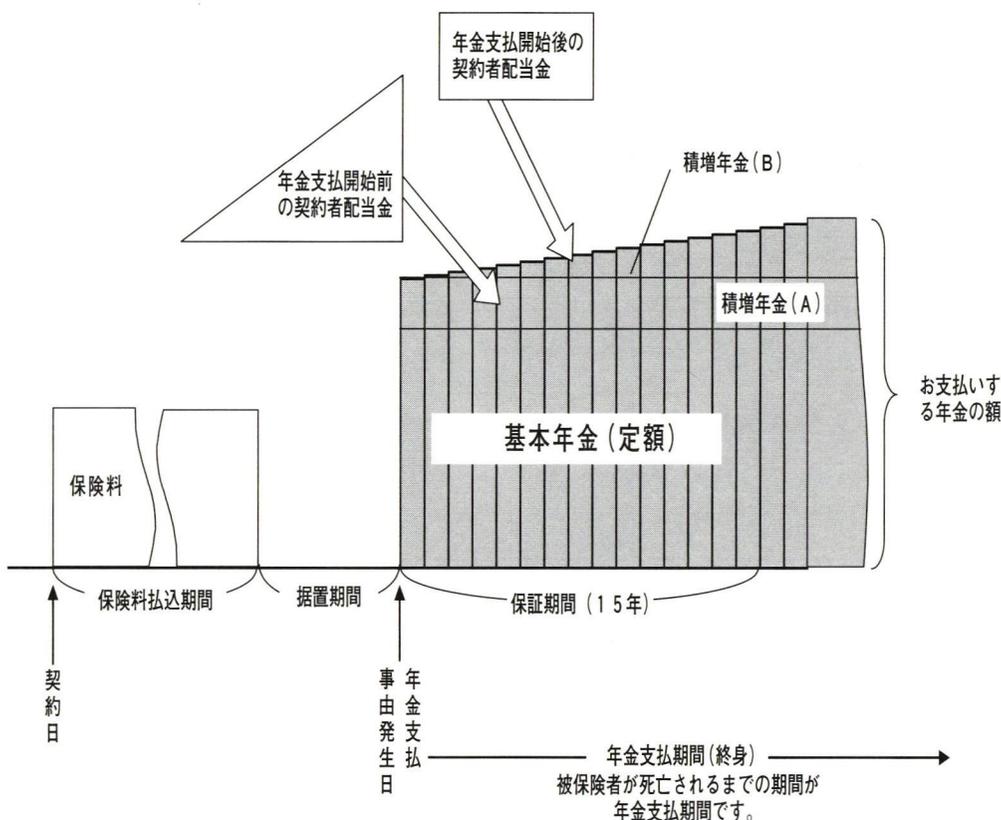
保険期間は、次の場合を除いて、その期間の満了の日に、保険契約者から保険期間を1年間延長する保険契約の変更のご請求があったものとみなして延長（自動延長）します。

- 満期保険金の支払請求があったとき。
- 延長後の保険期間が20年を超えることとなるとき。
- 保険料払込総額が加入限度額（550万円）又は財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えることとなるとき。

3 財形終身年金保険

被保険者が年金支払事由発生日からその死亡に至るまで年金をお支払いするほか、被保険者が年金支払事由発生日から一定の保証期間（15年）内に死亡されたときは、その残存期間中（保証期間満了までの間）、年金継続受取人に継続年金をお支払いします。

仕組み図



○ お支払いする年金額は、基本年金と積増年金の合計額です。

積増年金：契約者配当金により年金を積み増す時期

- ア 年金支払事由発生日の前日まで……契約者配当金を年金支払事由発生日まで積み立てておに割り当てされる契約者配当金 おき、年金支払事由発生当日に年金を積増します。
(積増年金 (A))
- イ 年金支払事由発生日以後に割り……年金支払事由発生日以後1年ごとの年金支払事由発生当てされる契約者配当金 当日に应当する日が到来する都度、年金を積増します。
(積増年金 (B))

(注) 割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。

第2 保険料のお払込み

1 保険料のお払込方法（経路）

保険料は、勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除し、財形貯蓄取扱依頼書又は覚書に基づいて当該勤務先（勤務先が財形事務を事務代行団体に委託している場合は事務代行団体）が当社又は委託会社（郵便局株式会社）に払い込むことになっています。

2 払込保険料額などのご通知

毎年2回（時期は勤務先が指定した時期としています。）、ご契約について既に払い込まれた保険料の合計額、将来の保険金又は年金のお支払いのために積み立てられた金額及び契約者配当金の額を記載した財形貯蓄保険料払込額現在高通知書をお届けします。

3 払込代行契約によるお払込みの特則

財形積立貯蓄保険において、保険契約者が転職、出向又は転勤した場合、転職先などの事業主が財形貯蓄契約のお取扱いを行っていないときは、転職、出向又は転勤をした日から2年間に限り、事務代行団体との間で勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第9項に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から1年間に限り、事務代行団体を經由して保険料を払い込むことにより保険契約を継続することができます。ただし、失効した財形積立貯蓄保険のご契約についてはこの限りではありません。

第3 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます（財形終身年金保険にあっては、年金支払事由発生日の前日までに限ります。）。この場合、返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

なお、勤労者財産形成促進法上の不適合事由等により、ご契約の解約のお申し出があったものとみなされ、ご契約が効力を失う場合がありますので、それぞれ次のページをご覧ください。

- 財形積立貯蓄保険……………49 ページ
- 財形住宅貯蓄保険……………51 ページ
- 財形終身年金保険……………53 ページ

また、解約は、保険料払済契約に変更するなど一部の場合を除き、月ごとの契約応当日にその通知があったときはその時に、月ごとの契約応当日以外の日にその通知があったときは、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）にその効力が生じます。

以上のことから、解約の通知があった日からその解約の効力が生じるまでの間に保険金の支払事由が生じ、保険金が支払われる場合がありますので、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

2 返戻金のお支払い

(1) 返戻金のお支払いをするとき

返戻金は、次の場合に保険契約者にお支払いします。

なお、ご加入後短期間の場合は、返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。

ア 財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除又は解約の通知
- 被保険者の死亡（保険金の支払免責に該当する場合に限ります。）（37 ページ参照）
- 保険金額の減額変更の請求

イ 財形終身年金保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除又は解約の通知
- 年金支払事由発生日前の被保険者の死亡

(2) 返戻金の額

返戻金の額は、58～60 ページに例示してありますのでご覧ください。

なお、例示したもの以外については、当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

返戻金の額について

生命保険は、お払込みいただいた保険料を、貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部を早く死亡された方々への保険金又は年金をお受け取りになられている方々への年金のお支払いに、また、一部をご契約を維持するための費用などに充て、その残りの部分を将来の保険金又は年金のお支払いに備えるため責任準備金として積み立てる仕組みになっています。

お支払いする返戻金の額は、この責任準備金の額から当社の定める額などを差し引いた額となっておりますので、ほとんどの場合、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

ご 注 意

財形住宅貯蓄保険において、ご契約を解約された場合又はご契約が失効した場合で、返戻金を住宅の取得等の資金に充てられる場合は、返戻金のご請求の際に、勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に規定する書類（43 ページ参照）をご提出してください。この場合には、利子非課税の扱いを受けることができます。

第 4 契約者配当金のお支払い

契約者配当金は、当社の決算に基づき、ご契約ごとに割り当て、ご契約が消滅したときなどに保険金、年金又は返戻金のお支払いに併せてお支払いするほか、契約日から起算して1年を経過した基本契約については、次の場合にお支払いします。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

(注) ご契約ごとに割り当てされる契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益等の状況によっては割り当てされないこともあります。

(1) 財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除又は解約の通知
- 保険期間の満了
- 保険金額の減額変更のご請求
- 被保険者の死亡

(2) 財形終身年金保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除又は解約の通知
- 被保険者の死亡
- 年金の支払事由発生日の到来したとき
- 年金の支払事由発生日以後において年ごとの年金の支払事由発生日に相当する日が到来したとき

この場合の契約者配当金は、基本年金に加えて年金の積み増しをする方法により割り当てられ、年金としてお支払いします（24 ページの仕組み図をご覧ください）。

第 5 加入年齢又は性別の誤りによる保険金額等の更正

被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がそのご契約の契約日においてご加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な加入年齢又は性別によってご加入いただいたものとして保険金額等を更正します。

なお、正当な加入年齢がご契約にご加入できる年齢の範囲外である場合には、ご契約は無効となり、当初からご契約がなかったものとなります。

第6 その他

(1) 財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険及び財形終身年金保険では、次のお取扱いはいたしません

- 保険契約者に対する貸付け
- 特約の付加
- ご契約の復活

(2) 保険証券は、ご契約の保険金額（年金額）や保険期間などご契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金（年金）をお受け取りになる際などに必要なものですから、大切に保管してください。

なお、保険証券をなくされたり、汚されたときは、その再発行を当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご請求下さい。

(3) 現金、保険証券などを当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご提出される場合は、必ず当社所定の領収証（現金をお預かりする場合）又は受付証（現金をお預かりしない場合）をお受け取りください。この領収証又は受付証以外で現金等をお預かりすることはありません。

また、当社では、保険証券などを常時保管するお取扱いは行っておりません。必ずご自身で保管してください。

なお、当社所定の領収証及び受付証の書式は、次のとおりとなります。

領収証の書式

書式①は手書きで作成されていますので、その内容をお確かめください。

書式①

A X X X X X X - X X	
保険料領収証（かんぽ生命保険）	
保険契約者氏名 又は代表者氏名	かんぽ商事 様
受領金額	金 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 0 0 0 0 0 円 (内小切手等) 円
払込月数	19年11月分(期)から 年 / か月分 19年11月分(期)まで
保険証券記号番号 又は 団体記号番号	0 1 2 5 1 2 3 4 5 6 9
上記の金額を受領しました。 株式会社かんぽ生命保険 東京都千代田区麩が関1-3-2 19年11月1日 (連絡先) 新宿 郵便局(支店) (電話番号) (X X) X X X X - X X X X	

受付証の書式

書式①は印字で、書式②は手書きで作成されていますので、その内容をお確かめください。

書式①

受付証	
お取扱いの種類	満期保険金支払請求のため
保険証券(書)記号	01 25 1234567
お預りの書類	保険証券、毎月お預り明書、性別証明書、 保険会社支払請求書
おとこ	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-3-2
おなまえ	かんぼ 太郎 様
お渡し方法	お渡し予定日
備考	

ご注意

- この受付証では、現金をお預りすることはできません。
- この受付証は、保険証券(書)等に代わるものではありません。
ご請求いただいた手続が終了するまで大切に保管してください。
- お書きのおとこ、おなまえの一部が印字されないことがあります。この場合は用紙裏が印刷されています。
- この受付証をお受け取りになった日から、おおよそ2週間経過後でもご請求いただける期間が定められています。満期後に申し出てください(入院後遺棄等の請求については、更に期間の制限を要する場合があります。)
- ご請求されたときに、後付保険金等支払通知書が送付されましたら次の事項等をご指定のところに印刷してください。
 - 保険金等支払通知書
 - ご請求される方が正当な権利者であることの証明書類(運転免許証等(原本))
 - 印鑑
 - この受付証
- 本書に関するお問い合わせにつきましては、当遺棄者の事務係が対応させていただきますので、お気軽に御申し付けください。

このたびは、かんぼ生命保険をご利用いただきましてありがとうございます。

平成 19年 10月 1日

《連絡先》
〒143-8755 郵便番号
東京都千代田区 1-3-2 1-3-2-1111
保険者氏名 保険 一郎 (梅田 太郎) 555555-5555
555555-5555

書式②

受付証		A X X X X X X - X X X											
お取扱いの種類	死亡保険金 支払請求のため	記録番号	01251234569										
お預りの書類	31.32.46.49	記録番号											
おとこ	(〒100-0013) 東京都千代田区霞が関1-3-2	お預り年月日	19年10月1日										
(電話番号)	(X X - X X X X - X X X X)	取扱者氏名	保険 一郎										
フリガナ	かんぼ 太郎	取扱局所	新宿										
おなまえ	かんぼ 太郎	電話番号 (X X) X X X X - X X X X											

1 この受付証では、現金をお預りすることはできません。現金をお預りするときは、別様式の「預取証」又は「受領証」をお渡しします。

2 この受付証は、保険証券(書)等に代わるものではありません。ご請求いただいた手続が終了するまで大切に保管してください。

3 この受付証をお受け取りになった日から、おおよそ2週間経過後でもご請求いただける期間が定められています。満期後に申し出てください(入院後遺棄等の請求については、更に期間の制限を要する場合があります。)

4 保険金等の請求をされたときに、後日、保険金等支払通知書が送付されましたら次の事項等を指定指定局所にお持ちください。

- 保険金等支払通知書
- ご請求される方が正当な権利者であることの証明書類(運転免許証等(原本))
- 印鑑
- この受付証

5 この受付証に関するお問い合わせにつきましては、当取扱局所責任者が対応させていただきますので、お気軽に御申し付けください。

株式会社かんぼ生命保険 東京都千代田区霞が関1-3-2
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(4) ご契約についての各種ご請求などの際には、そのご請求などをされる方が正当な権利者であることを確認させていただいておりますので、必ず正当な権利者であることを確認できる書類(印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等(原本))をお持ちください。

(5) 各種のご請求などを代理人の方を通じてされる場合には、必ず委任者ご本人が委任状を作成し、代理人の方に交付して、代理人の方が委任状に委任者の印鑑証明書(印鑑証明書をご用意できない場合、委任者ご本人のみが使用できる公的な証明書類(運転免許証、旅券(パスポート)、国民年金手帳等(原本))2種類)を添えて各種のご請求をしてください。

なお、この場合、お手続きをする方が委任状に記載された代理人本人であることを確認できる書類(印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等(原本))が必要であるほか、当社又は委託会社(郵便局株式会社)から委任者の方にお問い合わせすることがあります。

また、各種保険金(年金)のお受け取りについては、委任者本人名義の預貯金口座に振り込むこともできますので、詳しくは当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

委任状の例

(満期保険金の支払請求及びその受領を委任される場合)

- 保険金受取人ご自身が作成された委任状が必要となります。
この場合、委任状には、委任される内容を具体的にご記入ください。

- 委任状に記載していただく内容
 - ① 表題（「委任状」、作成年月日、あて先（「株式会社かんぽ生命保険 御中」）
 - ② 委任者（保険契約者又は保険金受取人）の住所、電話番号、生年月日、氏名・押印
※委任状をワープロ等で作成された場合であっても、この欄は、委任者ご自身が自署してください。
 - ③ 委任する内容
(例)「私は、下記1の保険契約に係る〇〇〇〇の支払請求及びその受領について、下記2の委任代理人に委任します。」
 - ④ 委任するご契約の内容（保険証券記号番号、保険金額及び被保険者氏名）
 - ⑤ 委任代理人の住所、電話番号、氏名、生年月日及び委任者からみた続柄

委 任 状	
作成日：平成 19 年 12 月 25 日	
株式会社かんぽ生命保険 御中	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-3-2
電話番号	(X X) X X X X - X X X X
委任者 氏 名	かんぽ 太郎 
生年月日	明治・大正・昭和・平成 46 年 10 月 30 日
<p>私は、下記1の保険契約の(満期) 保険金の支払請求及び別保険金の口座振込み請求について、普通保険約款、特約条項及び特別条項を了知し、民法の規定に基づき、下記2の委任代理人である請求人に委任します。 なお、委任行為が正当なものであることと認めて、私のみが使用できる公的な書類を1通提出いたしますので、よろしくお願いたします。</p>	
記	
1 保険契約	
保険証券記号番号	01-25-1234567
保険金額	500 万円 被保険者氏名 かんぽ 太郎
2 請求人(委任代理人)	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-3-2
電話番号	(X X) X X X X - X X X X
氏 名	かんぽ 花子 
生年月日	明治・大正・昭和・平成 47 年 6 月 30 日 <small>続柄</small>
【ご注意】	日印
<p>1 委任者の方がすべての事項を自署でご記入ください。 2 請求人(委任代理人)がご記入したものは、受け付けることができます。 3 確認のため委任者へ電話連絡等をさせていただきます(場合がございましたら、確認できない場合、確認できるまで請求を受理いたしません。) 4 本人確認法上、委任者の方の本人確認書類と委任代理人の方の本人確認書類がそれぞれ必要となります。</p>	
保険金等口座振込費用	

- (6) ご契約についての各種ご請求をされるに当たって、そのご請求をされる方が精神上的障害によりご請求の意思表示ができない場合などにおいては、家庭裁判所が選任した後見人又は保佐人若しくは補助人（代理権を付与された場合に限り）によって各種ご請求を行うことができます。

この場合、ご本人に代わってご請求をされる後見人等が権限を有する方であることを確認できる「登記事項証明書」のご提出が必要となります（このほか、指定された後見人等ご本人であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））が必要です。）。

なお、「登記事項証明書」は、その写しをご提出されても差し支えありませんが、当社又は委託会社（郵便局株式会社）において、原本と写しが相違ないことを確認させていただきますので、お手数ですが原本も併せてお持ちください。

第7 重度障害の状態等

1 重度障害の状態

重度障害の状態とは、次のとおりです。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
- 6 両上肢の用を全く廃したもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
- 13 両下肢の用を全く廃したもの

2 会社所定の感染症

会社所定の感染症とは、次のとおりです。

- | | |
|---|------------|
| (1) エボラ出血熱 | (7) ラッサ熱 |
| (2) クリミア・コンゴ出血熱 | (8) 急性灰白髄炎 |
| (3) 重症急性呼吸器症候群
(病原体がSARSコロナウイルス
であるものに限りませう。) | (9) コレラ |
| (4) 痘そう | (10) 細菌性赤痢 |
| (5) ペスト | (11) ジフテリア |
| (6) マールブルグ病 | (12) 腸チフス |
| | (13) パラチフス |

3 療養を要する状態

療養を要する状態とは、次のとおりとします。

- (1) 医師の治療を受けている状態
- (2) 医師の指示に基づき静養している状態（前号に該当する場合を除きます。）

ご契約のしおり
(保険金などのお支払い)

第1 お支払いする保険金など

◎ 財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険

1 お支払いする保険金など

(1) 満期保険金

ご 注 意

財形住宅貯蓄保険の基本契約にあつては、満期保険金は、財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等の資金に充てることを要します。また、契約日から起算して5年（保険料半年掛のものは7年）を経過後、保険期間の満了前に、住宅の取得等の資金に充てるため満期保険金の支払請求があつたときは、その日の前日を保険期間の満了の日として、満期保険金をお支払いします。

(2) 死亡保険金

被保険者が次のいずれかに該当されたとき

ア 責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故によって受けた傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき

イ 責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症（32ページ参照）を直接の原因として死亡されたとき

(3) 重度障害による死亡保険金

被保険者が責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に重度障害の状態（32ページ参照）になられ、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があつたとき、又はかかった所定の感染症を直接の原因として重度障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があつたときは、その通知があつた日に被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いします。

重度障害による死亡保険金をお支払いできない場合など

被保険者が次のいずれかにより重度障害の状態になられた場合には重度障害による死亡保険金はお支払いしません。

○被保険者の故意又は重大な過失

○指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。

○被保険者の犯罪行為

○被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

○被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で重度障害の状態になられた場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

なお、重度障害による死亡保険金の支払対象となる被保険者の重度障害の状態とは、各種約款に定めるものであり、身体障害者手帳などの認定の基準となる身体障害の状態とは異なるものです。

(4) 死亡返戻金

保険者の死亡について、上記(2)及び(3)の支払事由以外で死亡返戻金の支払事由に該当したときは、死亡返戻金をお支払いします。

ご 注 意

重度障害による死亡保険金又は死亡返戻金をお支払いした場合は、保険契約は消滅します。したがって、その保険契約については、その後、死亡保険金はお支払いしません。

2 保険金などをお支払いできないとき

(1) 死亡保険金の支払に係る免責事由に該当した場合

次の場合には、支払事由が発生しても死亡保険金をお支払いしません。

■死亡保険金

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- 被保険者の故意又は重大な過失
 - 保険契約者により指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。
 - 被保険者の犯罪行為
 - 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- また、被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で死亡した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

(2) 加入限度額超過によるご契約の解除の場合

ご契約の払込保険料総額が、加入限度額を超えていて、当社がご契約を解除した場合には、保険金のお支払いはしません。

(3) 詐欺による無効の場合

保険契約者の詐欺によりご契約の締結が行われた場合は、そのご契約は無効とし、保険金をお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(4) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った（失効した）場合は、支払事由が生じても保険金などのお支払いはしません。

(5) その他お支払事由に該当しない場合

保険金などのお支払いは、各種約款などに定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、お支払事由に該当しない場合は保険金のお支払いはしません。

- 各種保険金のお支払いに関してご不明な点がございましたら、当社コールセンター(0120-552950)にお尋ねください。

3 保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例

下記の表は、保険金などをお支払いできる場合又はお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げたものです。

ご契約の保険種類・加入時期によっては、お取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、保険証券、当社ホームページ等を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱いに違いが生じることがあります。

事例 重度障害による死亡保険金のお支払い（障害の状態と回復の見込み）	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
両方の眼球が完全に失明した（眼鏡等により矯正した視力が0.02以下となり回復の見込みがないと診断された）ケース	眼鏡等により矯正した視力が0.02以下となったが回復の見込みがあるため、現在治療中であるケース
【ご説明】 被保険者が約款に定める重度障害の状態に該当し、また、その重度障害の状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けて重度障害による死亡保険金をお支払いします。	

第2 年金のお支払い

◎ 財形終身年金保険

1 年金をお支払いするとき

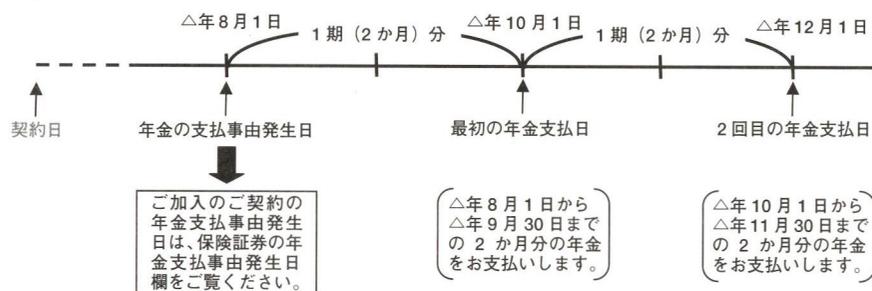
年金は、年金支払開始年齢に達し、被保険者の死亡の時まで年金受取人にお支払いします。

2 年金のお支払方法

年金のお支払方法は、年6回払です。

年金支払事由発生日から2か月を経過することにお支払いします。この場合、1回のお支払額は年金額の6分の1です（1円に満たない端数は、各年金支払年度の最初にお支払いする金額に合算します。）。

<例>



3 継続年金のお支払い

財形終身年金保険では、保証期間内に年金受取人が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間内に年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、その保証期間が満了するまでの期間（保証期間の残りの期間）について年金継続受取人に継続年金（9ページ参照）をお支払いします。

年金継続受取人の代表者

年金継続受取人が数人いる場合は、代表者1人を定めてください。年金継続受取人にお支払いすべき継続年金は、その代表者にお支払いします。

4 年金の上乗せのお支払い

年金支払事由発生日以後において、被保険者又はその者の配偶者が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人のご請求により、保証期間内の一定期間にわたり、元の年金額に一定額を上乗せしてお支払いします。

なお、年金の上乗せ支払をした場合は、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間についてはその間の年金をお支払いしません。

- 責任開始時以後に重度障害の状態（32 ページ参照）となられ、現に当該状態が継続されているとき
- 6 か月以上の期間にわたり、療養を要する状態（32 ページ参照）となられ、現に当該状態が継続されているとき

年金の上乗せ支払ができないとき

- 年金支払事由発生日から年金上乗期間満了日までが5年未満のとき
- 上乗年金の支払回数が、1回限りのとき
- 既に上乗年金の支払のご請求をしたものであるとき

5 年金支払場所を変更されるとき

年金支払場所を変更されるときは、保険証券などをご用意の上、お近くの当社又は委託会社（郵便局株式会社）の窓口までその旨をお申し出ください。

第3 保険金又は年金の受取人及び受取方法

1 死亡保険金受取人の指定又は変更

財形積立貯蓄保険又は財形住宅貯蓄保険の基本契約において、保険契約者は、死亡保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。

この場合、基本契約の死亡保険金は、その指定された死亡保険金受取人にお支払いします。

2 死亡保険金受取人が指定されていない場合の死亡保険金受取人

◎財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険

保険契約者が保険金受取人を指定されない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し、その後、死亡保険金受取人を指定されない場合を含みます。また、被保険者のみが死亡保険金受取人に指定された場合も同様です。）は、次の方が保険金受取人となります。

○死亡保険金又は死亡返戻金…被保険者の遺族（※）

○重度障害による死亡保険金…被保険者

（※）被保険者の遺族

被保険者の遺族は、次の表に掲げる方で、この表の順位により先順位の方が死亡保険金受取人となります。

なお、あらかじめ、死亡保険金受取人を指定していただくことをお勧めします。

順位	遺 族
1	被保険者の配偶者（届出がなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）
2	被保険者の子
3	被保険者の父母
4	被保険者の孫
5	被保険者の祖父母
6	被保険者の兄弟姉妹
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

○遺族であって、故意に被保険者、遺族の先順位者又は同順位者である者を殺した者は、死亡保険金受取人になれません。

3 保険金又は年金の受取方法

保険金などは、当社が指定する委託会社（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法のほかに、当社が指定した金融機関等の口座でお受け取りになる方法などがあります。

また、年金は、支払期ごとに当社の指定する委託会社（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法のほかに、当社が指定した金融機関等の口座でお受け取りになる方法などがあります。

詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

お支払いを保留することがあります

このほか、保険金受取人が指定されていない場合などには、更に他の書類をご提出していただくことがあります。

また、会社所定の医師の死亡証明書、診断書又は障害診断書の記載内容などによっては、医師等に対して事実確認をさせていただく場合があります。この場合、事実確認についての承諾書を被保険者の方からいただくことがあります。その他、当社から照会し、又は同意を求めることがあります。正当な理由もなくこれを拒んだときは、その確認や同意がとれるまで保険金のお支払いをしないことがあります。

ご注意

- まだお払込みされていない保険料などがあるときは、お支払いする保険金額などから、これを差し引きます。
- ご請求の際にご提出していただく書類の取得等に係る諸費用は、ご請求をされる方のご負担となります。
- ご請求の際には、ご請求される方が正当な権利者であることを確認できる書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。
- 保険金受取人の方が、保険金の支払請求やそのお受取りを他の方に委任される場合は、委任状が必要となります（31 ページ参照）。

4 保険金又は年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄保健及び財形住宅貯蓄保健

保険金受取人が保険金をご請求される時は、次の書類を委託会社（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、同一契約で既に被保険者の性別及び生年月日を証明する書類（44 ページ参照）などを委託会社（郵便局株式会社）の窓口にご提出され、保険金を受け取られたことがある場合などには、再度ご提出していただく必要がないものやその他省略が可能な書類もありますので、詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	住宅の取得等に関する書類 （勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に基づく書類） ※財形住宅貯蓄保険に限ります。	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書 （障害診断書）	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本） ※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	—	○	—	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	—	—	○	○	○	○
満期保険金	○	○	—	○	○	—	○	○

（注1）請求書、医師の死亡証明書、診断書及び障害診断書は、当社所定の様式のものを使用してください。

（注2）海外での死亡に係る死亡保険金のご請求に際しては、更にご提出いただく書類がありますので、当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

(注3) ご請求の内容などによっては、上記書類以外の書類を求めることがあります。

(注4) 勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に規定する書類

○住宅取得のとき

- 1 住宅の登記簿の謄本若しくは抄本、建設の工事の請負契約書、売買契約書、その他の書類で次の事項を明らかにする書類又はその写し
 - ア 住宅を取得した年月日
 - イ 住宅の対価が、保険金等の額を超えるものであること
 - ウ 住宅の床面積
 - エ 住宅の建設年月日
 - オ 住宅の所在地
- 2 住民票の写し又は住民票記載事項証明書等の公的証明書

○住宅の増改築のとき

- 1 増改築をした住宅の登記簿の謄本若しくは抄本、増改築に係る工事の請負契約書、売買契約書、その他の書類で次の事項を明らかにする書類又はその写し
 - ア 増改築をした年月日
 - イ 増改築費用の額が、支払われる保険金等の額以上の額であること
 - ウ 増改築をした床面積
 - エ 増改築をした住宅の所在地
- 2 住民票の写し又は住民票記載事項証明書等の公的証明書
- 3 増改築工事に係る確認通知書の写し若しくは検査済証の写し又は増改築等工事証明書の写し

満期保険金などを宅地債券等の購入に充てるとき

満期保険金又は失効・解約による返戻金を積立分譲契約又は宅地債券の購入に関するご契約に充てるときは、満期保険金又は失効・解約による返戻金の支払請求及びその受領を勤務先に委任してください。

(2) 財形終身年金保険

年金受取人が年金をご請求されるときは、次の書類を委託会社（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、年金を受け取られたことがある場合などには、再度ご提出いただく必要がないものやその他省略が可能な書類もあります。

また、1年に1回、生存の事実を証明する書類（現況届）のご提出をお願いすることがあります。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

書類等	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の診断書	年金受取人の戸籍抄本	年金継続受取人の戸籍抄本	配偶者であることと証明するに足る書類 ※配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。	配偶者及び生年月日を証明する書類	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証（継続年金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）	年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
年金	○	○	—	○	—	—	○	○	○
継続年金	○	○	—	—	○	—	○	○	○
上乗年金	○	○	○	○	—	○	○	○	○

(注1) 請求書、医師の診断書及び障害診断書は、当社所定の様式のものを使用してください。

(注2) ご請求の際には上記書類と合わせて年金受取人の印章をお持ちください。

(注3) ご請求の内容などによっては、上記書類以外の書類のご提出を求めています。

ご 注 意

- 年金支払のご請求をされる場合には、ご請求をされる方が正当な権利者であることを確認する書類（印鑑証明書、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証等（原本））をお持ちください。
- 年金受取人の方が、年金の支払請求などを他の人に委任される場合は、委任状が必要となります（31ページ参照）。
- 年金支払日が当社の指定場所の窓口取扱いを行わない日（土曜日、日曜日、休日等）に当たるときは、その窓口取扱いを行わない日以後最初の当社の指定場所の窓口取扱いをする日からご請求をお受けします。
- 年金の支払請求は、なるべく早く行ってください。ご請求がないまま支払事由が生じた日の翌日から起算して、5年を経過しますと、時効により当社の支払義務がなくなります。

5 証明する書類としてご提出していただく書類の例

《被保険者の性別及び生年月日を証明する書類》

（住民票又は国民健康保険被保険者証の代わりとなる公的書類の例）

- | | |
|-------------------|---------------|
| ○国民年金手帳 | ○国家公務員等共済組合員証 |
| ○厚生年金手帳 | ○地方公務員共済組合員証 |
| ○旅券（パスポート） | ○戸籍謄（抄）本 |
| ○健康保険被保険者証 | ○船員保険被保険者証 |
| ○健康保険日雇特例被保険者手帳 | ○老人医療費受給者証 |
| ○その他公的機関が発行した証明書類 | |

原本をご提出できない書類については、原本をご提示の上、その写しをご提出していただくことがあります。その他の書類など、証明する書類について詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

証明書類の提出時期について

証明する書類については、保険金などのご請求時以外でも、お申込みの日を含め、ご都合の良いときにご提出いただくことも可能です。詳しくは当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

ご 注 意

ご提出していただく書類については、「ご契約のしおり」に記載されているもの以外の書類を求めるとや、代わるべき書類のご提出及び省略を認めることがあります。

ご契約のしおり
(各保険種類に固有な事項)

財形積立貯蓄保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険金額の減額変更	変更後の満期保険金額が 50 万円以上であること、更正後の保険料額が 1,000 円の倍数であることなど一定の要件が必要です。
保険料額の増額変更	変更後の払込保険料総額が、財形住宅貯蓄保険の払込保険料額と併せて 550 万円までであること、契約日から起算して 2 年を経過していること（既に保険金額の減額変更をご請求した契約は除きます。）、変更後の保険料額が 1,000 円の倍数であることなど一定の要件が必要です。
保険料額の減額変更	契約日から起算して 2 年を経過していること、変更後の満期保険金が 50 万円以上であることなど一定の要件が必要です。
保険料払済契約への変更	未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど一定の要件が必要です。
保険期間の延長変更	契約日から起算して 2 年を経過しており、保険期間 5 年のものにあつては保険期間を 7 年又は 10 年とし、保険期間 7 年のものにあつては保険期間を 10 年とする変更であることなど一定の要件が必要です。

ご 注 意

保険料額の増額変更又は保険期間の延長変更をされた場合でも、被保険者が死亡された場合又は重度障害の状態（32 ページ参照）になられた場合で、次の (1) 又は (2) に該当するときは、その変更の効力は生じません。

- (1) その変更請求をする前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき
- (2) その変更請求をする前にかかった会社所定の感染症（32 ページ参照）を直接の原因として死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険料のお払込みを一時中断される場合

育児休業その他の事由により保険料の払込みを一時中断される場合は、ご契約を継続することができます。

また、基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます。

2 ご契約の解約の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとします。

- 保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任又は退職された場合を除きます。）
 - (1) 会社の役員（代表権又は業務執行権を有しない役員で、工場長、部長等の職にあってその勤務先から賃金の支払を受けている方を除きます。）となられたとき
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき
- 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき
- 保険料払済契約に変更した基本契約（変更後の満期保険金額が50万円を下回るものに限ります。）について、その保険料払済契約への変更の効力発生日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求がなかったとき

3 保険契約者が転任又は退職された場合について

保険契約者が転任又は退職された場合は、それぞれ次の書類をご請求ください。

- 保険契約者が転任されたとき
 - ・旧事業主からは、「財形貯蓄に関する退職等通知書」
 - ・保険契約者からは、新事業主を経由して「勤務先異動申告書」（転職のときは、併せて「転職通知書」）
- 保険契約者が退職されたとき
 - ・旧事業主からは、「財形貯蓄に関する退職等通知書」
 - ・保険契約者からは、新事業主を経由して「勤務先異動申告書」、「転職通知書」（ご契約が失効する前に保険契約者が転職された場合に限ります。）

財形住宅貯蓄保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険金額の減額変更	<p>返戻金を住宅の取得等のための頭金に充てるものであること 変更後の保険料が 1,000 円の倍数であること 減額後の保険金額は、ご加入から減額変更までの間の満期保険金額のうち最も高い保険金額の 10 分の 1 以上の額であること など一定の要件が必要です。</p> <p>（ 保険金額を減額変更をされる場合には、次の書類をご提出ください。 ○減額変更のご請求をされる時 <u>住宅の建設工事若しくは増改築工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し</u> ○減額変更による返戻金を受け取られた日から起算して 2 年を経過する前で、かつ、住宅の取得後 1 年を経過する前まで <u>住宅の取得等に関する書類</u>）</p>
保険料額の増額変更	<p>財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えないこと、変更後の払込保険料総額が、財形積立貯蓄保険の払込保険料総額と併せて 550 万円までです。また、契約日から起算して 2 年を経過していることなど一定の要件が必要です。</p>
保険料額の減額変更	<p>契約日から起算して 2 年を経過していること、変更後の満期保険金が 50 万円以上であることなど一定の要件が必要です。</p>
保険料払済契約への変更	<p>未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど一定の要件が必要です。</p>
保険期間の延長変更	<p>契約日から起算して 2 年を経過しており、保険期間 5 年のものにあつては保険期間を 7 年又は 10 年とし、保険期間 7 年のものにあつては保険期間を 10 年とする変更であることなど一定の要件が必要です。また、満期時まで住宅を取得できなかった場合、保険期間が延長（最長 20 年）される制度があります。</p>

ご 注 意

保険料額の増額変更又は保険期間の延長変更をされた場合でも、被保険者が死亡された場合又は重度障害の状態（32 ページ参照）になられた場合で、次の(1)又は(2)に該当するときは、その変更の効力は生じません。

- (1) その変更請求をする前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

- (2) その変更請求をする前にかかった会社所定の感染症（32 ページ参照）を直接の原因として死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険期間の延長変更をされた場合で、上記に該当する場合において、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡された場合又は重度障害の状態になられその旨のご通知があった場合は、変更前の保険期間の満了日の翌日に保険契約者から解約の通知があったものとみなします。

保険期間の自動延長の場合において、被保険者が死亡された場合又は重度障害の状態になられその旨のご通知があった場合で、次の(1)又は(2)に該当するときは、延長前の保険期間の満了の日に被保険者が死亡されたものとみなします。

- (1) 延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180 日以内に死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき
- (2) 延長前の保険期間の満了の日以前にかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき又は重度障害の状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険料のお払込みを一時中断される場合

保険契約者が海外転勤のほか、育児休業その他の事由により保険料のお払込みを一時中断される場合は、ご契約を保険料払済契約に変更し、ご契約を継続することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

また、基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

2 ご契約の解約の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとみなします。

- 保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任又は退職された場合を除きます。）
 - (1) 会社の役員（代表権又は業務執行権を有しない役員で、工場長、部長等の職にあってその勤務先から賃金の支払いを受けている方を除きます。）となられたとき
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき
- 保険契約者が転任又は退職された場合で、その転任又は退職の日から2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご提出されなかったとき（ご契約の継続については、49 ページの「保険契約者が転任又は退職された場合について」をご覧ください。）
- 保険料払済契約に変更した基本契約について、当該基本契約につき最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求及びこれに基づく保険料のお払い込みがなかったとき（海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 保険契約者が外国に転居されたとき（海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）

- 海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をご提出された保険契約者が、継続適用不適合事由（租税特別措置法施行令第2条の21第2項に規定する継続適用不適合事由をいいます。）に該当されたとき
- 保険期間の自動延長の変更ができないとき（満期保険金の支払請求があったとき、延長後の保険期間が20年を超えることとなる時又は保険料払込総額が加入限度額（550万円）又は財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えることとなる時（23ページ参照））
- 保険金額の減額変更をした保険契約で、その減額変更による返戻金のお支払い後2年以内に勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に規定する書類（43ページ参照）をご提出されなかったとき
- 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき

租税特別措置法施行令第2条の21第2項に規定する 継続適用不適合事由

- 保険契約者が勤務先からの賃金の全部又は一部のお支払いを受けないこととなったとき
- 保険契約者が出国をした日から起算して7年を経過する日までに出国前の勤務先に勤務することとならなかったとき
- 保険契約者が国内勤務することとなった日から起算して2か月を経過するまでに海外転勤者の国内勤務申告書をご提出されなかったとき

財形終身年金保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険料額の増額又は減額変更	変更後の払込保険料総額が、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えないこと、変更後の基本年金額が14万円以上であること、加入限度額を下回ること、契約日から起算して2年を経過していること、変更後の保険料額が1,000円の倍数であることなど一定の要件が必要です。
保険料額及び保険料の払込方法（回数）を変更しないで、保険料払込期間を延長又は短縮する変更	
保険料額及び保険料の払込方法（回数）を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げる又は繰り下げる変更	
保険料払済契約への変更	未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど一定の要件が必要です。

保険料のお払込みを一時中断される場合

保険契約者が海外転勤のほか、育児休業その他の事由により保険料のお払込みを一時中断される場合は、ご契約を保険料払済契約に変更し、ご契約を継続することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。また、基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

2 ご契約が効力を失う場合の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとみなします。

- 保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任又は退職された場合を除きます。）
 - (1) 会社の役員（代表権又は業務執行権を有しない役員で、工場長、部長等の職にあってその勤務先から賃金のお支払いを受けている方を除きます。）となられたとき
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき
- 保険契約者が転任又は退職された場合で、その転任又は退職の日から2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご提出されなかったとき（ご契約の継続については、49ページの「保険契約者が転任又は退職され

た場合について」をご覧ください。)

- 保険料払済契約に変更した基本契約について、当該基本契約につき最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求及びこれに基づく保険料のお払い込みがなかったとき（海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 保険契約者が外国に転居されたとき（海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をご提出された保険契約者が、継続適用不適合事由（租税特別措置法施行令第2条の21第2項に規定する継続適用不適合事由をいいます。）に該当されたとき
- 勤務先が財形終身年金保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき
- 基本契約が勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき

租税特別措置法施行令第2条の21第2項に規定する 継続適用不適合事由

- 保険契約者が勤務先からの賃金の全部又は一部のお支払いを受けないこととなったとき
- 保険契約者が出国をした日から起算して7年を経過する日までに出国前の勤務先に勤務することとならなかったとき
- 保険契約者が国内勤務することとなった日から起算して2か月を経過するまでに海外転勤者の国内勤務申告書をご提出されなかったとき

**ご契約のしおり
(その他)**

第1 返戻金額例

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険

以下の表の金額は、保険料額1,000円に対するものを例示したもので、保険料額5,000円の場合はその5倍、1万円の場合はその10倍が基本契約の返戻金額となります。

1 失効又は解約の場合の返戻金額

お支払いする返戻金額は、責任準備金となります。

なお、ご加入後短期間の場合は、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない場合があります。

被保険者の加入年齢が30歳の場合の返戻金額を例示しますと、次の表のとおりになります。

なお、例示した以外のものについては、当社コールセンター（0120-552950）にお尋ねください。

被保険者が男性

保険種類 経過期間	5年型		7年型		10年型	
	月掛	月掛	半年掛	月掛	半年掛	
	円	円	円	円	円	
1年	11,640	11,620	1,940	11,600	1,940	
2年	23,450	23,420	3,920	23,370	3,910	
3年	35,450	35,400	5,920	35,330	5,910	
4年	47,630	47,560	7,950	47,460	7,940	
5年	60,000	59,910	10,020	59,790	10,000	
6年		72,450	12,110	72,300	12,090	
7年		85,190	14,240	85,000	14,210	
8年				97,900	16,370	
9年				111,000	18,560	

被保険者が女性

保険種類 経過期間	5年型		7年型		10年型	
	月掛	月掛	半年掛	月掛	半年掛	
	円	円	円	円	円	
1年	11,660	11,660	1,950	11,650	1,950	
2年	23,500	23,490	3,930	23,470	3,920	
3年	35,510	35,500	5,930	35,470	5,930	
4年	47,710	47,690	7,970	47,650	7,970	
5年	60,090	60,060	10,040	60,020	10,030	
6年		72,630	12,140	72,570	12,130	
7年		85,380	14,270	85,310	14,260	
8年				98,250	16,430	
9年				111,380	18,620	

2 死亡返戻金の額

お支払いする死亡返戻金は、次により計算して得た金額、若しくは責任準備金額のどちらか多い金額となります。

$$\text{(満期保険金額)} \times \frac{\text{(契約日から死亡の日までの経過期間)}}{\text{(保険期間)}}$$

(注) 保険期間及び契約日から死亡の日までの経過期間は、月（半年掛のものは半年）を単位として計算し、1か月に満たない端数（半年掛のものは半年に満たない端数）が出たときは、その端数は切り上げます。

3 保険金額の減額変更の場合の返戻金額

(財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険に限ります。)

お支払いする返戻金額は、変更前の責任準備金額から変更後の責任準備金額を差し引いた金額となります。

$$\text{(責任準備金の額)} \times \frac{\text{(減額された保険金額)}}{\text{(満期保険金額)}}$$

(注) 契約日から起算して3年を経過する前のときは、ご加入後の経過期間に応じて、上記の金額の95/100から99/100までとなります。

財形終身年金保険

以下の表の金額は、保険料額1,000円に対するものを例示したもので、保険料額2,000円の場合はその約2倍、3,000円の場合はその約3倍となります。

1 死亡による死亡返戻金

保険種類	60歳支払開始			
	40歳加入 60歳払込済		50歳加入 56歳払込済	
	月掛	半年掛	月掛	半年掛
加入後の経過年数	円	円	円	円
1年	11,796	1,972	11,828	1,977
2年	23,761	3,971	23,826	3,982
3年	35,897	6,000	35,997	6,017
4年	48,207	8,057	48,343	8,080
5年	60,694	10,144	60,866	10,174
6年	73,360	12,262	73,571	12,297
7年	86,208	14,409	(74,613)	(12,471)
8年	99,242	16,587	(75,671)	(12,648)
9年	112,463	18,797	(76,745)	(12,828)
10年	125,874	21,039	(77,835)	(13,010)
15年	195,897	32,743		
20年	271,145	45,321		

2 解約による返戻金

保険種類	60歳支払開始			
	40歳加入 60歳払込済		50歳加入 56歳払込済	
	月掛	半年掛	月掛	半年掛
加入後の経過年数	円	円	円	円
1年	11,796	1,972	11,828	1,977
2年	23,761	3,971	23,826	3,982
3年	35,897	6,000	35,997	6,017
4年	48,207	8,057	48,343	8,080
5年	60,694	10,144	60,866	10,174
6年	73,360	12,262	73,571	12,297
7年	86,208	14,409	(74,613)	(12,471)
8年	99,242	16,587	(75,671)	(12,648)
9年	112,463	18,797	(76,745)	(12,828)
10年	125,874	21,039	(77,835)	(13,010)
15年	195,897	32,743		
20年	271,145	45,321		

第2 税制上のお取扱い

1 非課税扱いを受けるために必要な手続き

(1) 財形住宅貯蓄保険及び財形終身年金保険のご契約については、次の表の事項欄に掲げる場合には、非課税扱いを受けるために該当の書類欄を勤務先を經由して当社又は委託会社（郵便局株式会社）にご提出してください。

事 項	書 類	
	財形住宅貯蓄保険のとき	財形終身年金保険のとき
ア 保険料の払込場所の変更	○ 財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○ 財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
イ 勤務先の異動	○ 財産形成非課税住宅貯蓄に関する勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内。 (注))	○ 財産形成非課税年金貯蓄に関する勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内。 (注))
ウ 保険契約者の氏名又は住所変更 あるいは勤務先（事務代行団体）の名称、所在地又は賃金の支払者の変更	○ 財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○ 財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
エ ご契約の変更	○ 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 (非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書	○ 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 (非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○ 財産形成非課税年金貯蓄申込書
オ 保険期間の自動延長	○ 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 (非課税限度額を変更する場合に限ります。 提出期限は、延長後最初に到来する保険料の保険料のお払込みの日まで。)	

<p>カ 保険料のお払込みが完了したとき</p>	<p>○ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約への変更をした基本契約を除きます。提出期限は、延長後最初に到来する保険料のお払込みの日まで。</p>	<p>○ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（提出期限は、最後に保険料を払い込んだ日から2月以内。）</p>
<p>キ 海外転勤の場合 (P) 海外へ転勤されるとき (1) 国内の勤務となったとき</p>	<p>○ 海外勤務者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（提出期限は、出国の日まで。） ○ 海外勤務者の国内勤務申告書（提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。）</p>	<p>○ 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（提出期限は、出国の日まで。） ○ 海外転勤者の特別国内勤務申告書（提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。）</p>

（注） 「2年以内」とは、租税特別措置法施行令第2条の19に規定する期間であり、平成19年10月現在のものです。

(2) 財形終身年金保険の基本契約について、前(1)の表の力により財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書をご提出した後、次の表に掲げる事由が生じたときは、保険契約者は該当の書類欄に掲げる書類を当社又は委託会社（郵便局株式会社）に提出してください。

事 由	書 類
ア 退職、転任その他の理由により、保険契約者が勤務先の勤労者ではなくなったとき	財産形成年金貯蓄の契約を締結している勤労者の退職等申告書
イ 保険契約者の氏名又は住所の変更	改氏名又は住所変更届

2 お受け取りになる保険金など（契約者配当金を含みます。）

区 分	保険種類	税制上の取扱い
満期保険金	財形積立貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、20%の源泉分離課税が行われます。
	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。
死亡保険金	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	相続税 ※ 受取人が法定相続人であるときは、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税の扱いとなります。
年 金	財形終身年金保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。
住宅の取得等 のために充て られる返戻金	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。

（注）財形終身年金保険の基本契約の解約・失効の返戻金は、所得税（一時所得）、住民税の課税対象となります。ただし、災害・疾病その他やむを得ない事情により解約・失効する場合で、そのやむを得ない事情が生じたことにつき所轄税務署長の確認を受けた旨の記載のある書面をご提出したときに限り、非課税となります。

3 ご注意

お払込みになった保険料は、一般の生命保険とは異なり、生命保険料控除の対象となりません。

第3 財形持家融資制度のご利用について

財形貯蓄を行っている勤労者に対して、独立行政法人雇用・能力開発機構などから持家の建設又は購入などのために必要な資金の融資が行われています。

(1) 個人融資を受ける方法には、次の3種類があります。

- 事業主又はその団体を通じて独立行政法人雇用・能力開発機構から融資を受ける方法
……民間の勤労者
- 共済組合又はその連合会から融資を受ける方法……公務員
- 独立行政法人住宅金融支援機構（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）から直接融資を受ける方法
……上記のそれぞれの融資を受けることができない方

(2) 個人融資の条件は、上記(1)のいずれの場合も次のとおりです。

- 融資を受けることができる勤労者の範囲
1年以上の期間にわたって財形貯蓄を行い、かつ、50万円以上の財形貯蓄の残高がある方に限られます。
 - 融資額
財形貯蓄の残高の10倍に相当する額の範囲内で、かつ、4,000万円を限度とします。
 - 利率
独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構等がこの融資のために調達する資金の金利相当です（一定の要件を備える場合は、利率が軽減されます。）。
 - 償還期間
住宅の構造などに応じ15年以内～35年以内です。
 - 負担軽減措置
事業主などから持家取得に当たっての負担を軽減する措置（例えば、利子補給など）を受けることが必要です。
- (3) この融資のための資金の調達は、財形貯蓄の総残高の3分の1の範囲内で行われますので、需要が多い場合には、融資を受けられないことがあります。
- (4) この融資を受けるに当たっては、財形貯蓄の残高の証明が必要とされますので、財形貯蓄保険料払込額現在高通知書（25ページ参照）を保存しておいてください（詳しいことは、独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構等の本・支所にお問い合わせください）。

第4 財産形成貯蓄活用給付金

財形積立貯蓄保険の保険契約を締結されている勤労者が、その財形積立貯蓄保険から一定額以上の払出しを行い、その払出金を養育、教育、介護などの特定事由のために必要な資金に充てた場合には、事業主から就業規則等に定めるところにより財産形成貯蓄活用給付金を受けることができます。

なお、この給付金を受ける場合には、事業主への払出証明のご提出が必要となりますので、払出しの際の支払証明書を保存しておいてください。

約 款

(保険種類ごとの約款)

財形貯蓄保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条―第7条）
- 第4章 保険金及び死亡返戻金の支払（第8条―第12条）
- 第5章 加入限度額超過による契約の解除（第13条）
- 第6章 契約の無効（第14条）
- 第7章 死亡保険金受取人の代表者（第15条）
- 第8章 契約関係者の異動（第16条・第17条）
- 第9章 契約の変更（第18条―第25条）
- 第10章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第26条・第27条）
- 第11章 解約（第28条・第29条）
- 第12章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第30条・第31条）
- 第13章 保険料累計額の制限（第32条）
- 第14章 契約者配当（第33条・第34条）
- 第15章 譲渡禁止（第35条）
- 第16章 控除支払（第36条）
- 第17章 保険金の支払の請求等（第37条・第38条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、次の基本契約について定めます。

(1) 財形積立貯蓄保険

勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由（会社所定の感染症を除きます。以下「偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、若しくは基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とするものとします。

(2) 財形住宅貯蓄保険

財形法に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、若しくは基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とし、満期保険金を財形法及び勤労者財産形成促進法施行令（以下「財形法施行令」といいます。）に規定する方法により住宅の取得又は住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）に充てるものとします。

第2章 責任開始

(責任開始)

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。
- 3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を勤務先（財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。以下同じとします。）を経由して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。
- 4 前項の場合において、保険契約者の勤務先が事務代行団体（財形法に規定する事務代行団体をいいます。以下同じとします。）に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、事務代行団体及び勤務先を経由して保険契約者に交付します。

第3章 保険料の払込み

(払込時期)

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、次の期間（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

- (1) 保険料の払込方法（回数）を月掛とする基本契約（以下「保険料月掛の基本契約」といいます。） 基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで
- (2) 保険料の払込方法（回数）を半年掛とする基本契約（以下「保険料半年掛の基本契約」といいます。） 基本契約の契約日から起算して半年ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「半年ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、半年ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで

(猶予期間)

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

(契約の失効)

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

(勤務先等による保険料払込みの代行)

第6条 第2回以降の保険料は、当該基本契約に係る勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、その者に代わって払い込んでください。

2 保険契約者の勤務先が事務代行団体に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、前項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体がその者に代わって払い込んでください。

3 保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約（財形法に規定する払込代行契約をいいます。以下同じとします。）を締結している場合は、第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その事務代行団体が保険契約者から保険料に相当する金額の払込みを受け、その者に代わって払い込んでください。

4 第1項から前項までの規定により勤務先又は事務代行団体（以下この項において「勤務先等」といいます。）が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書（この基本契約に係る事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。以下同じとします。）又は覚書（財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約に係る事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。以下同じとします。）に基づいて当該勤務先等から会社の本社又は会社の指定した場所に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

(未経過期間に対する保険料の払戻し)

第7条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年ごとの契約応当日）以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) 基本契約の消滅
- (2) 保険期間の短縮変更（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。）
- (3) 保険料額の減額変更
- (4) 保険金額の減額変更
- (5) 保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金又は被保険者の死亡により支払う返戻金（死亡保険金の支払免責により支払う返戻金を除きます。以下「死亡返戻金」といいます。）と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。

第4章 保険金及び死亡返戻金の支払

(保険金の支払)

第8条 保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症（別表第1に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額（満期保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）の2倍に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	保険契約者

2 財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、満期保険金は、財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てることを要します。

(死亡返戻金の支払)

第9条 被保険者が保険期間の満了前に前条に定める死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表第2に定める額の死亡返戻金を死亡保険金受取人に支払います。

(死亡保険金の支払免責等)

第10条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 戦争その他の変乱

(重度障害による保険金等の支払)

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により別表第3に定める重度障害の状態（以下「重度障害の状態」といいます。）に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金又は死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）は、死亡保険金又は死亡返戻金は、被保険者に支払います。

2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の場合において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に同項の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。

4 第1項の規定は、被保険者が被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。

5 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(無指定の場合の死亡保険金受取人)

第12条 死亡保険金受取人が指定されていない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。）には、被保険者の遺族を死亡保険金受取人とします。

2 前項の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者としてします。

3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。

4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。

5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の死亡保険金受取人とします。

6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の死亡保険金受取人となることができません。

第5章 加入限度額超過による契約の解除

(加入限度額超過による契約の解除)

第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

2 会社は、保険金の支払事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払いません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

第6章 契約の無効

(詐欺による無効)

第14条 保険契約者の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、その基本契約は、無効とします。

第7章 死亡保険金受取人の代表者

(死亡保険金受取人の代表者)

第15条 基本契約について死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

2 死亡保険金受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

第8章 契約関係者の異動

(住所等の変更の届出)

第16条 保険契約者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

(死亡保険金受取人の指定又はその変更)

第17条 保険契約者は、死亡保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することはできません。

2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定

める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

- 3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9章 契約の変更

(保険期間の延長変更)

第18条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料払済契約に変更されているとき（保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。）。
 - (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。
 - (3) 基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の変更は、第1条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。
- 4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。
- 5 第1項の場合において、被保険者が同項の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその請求前においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。
- 6 前項の場合において、財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡したときは、同項の規定にかかわらず、変更前の保険期間の満了の日の翌日に保険契約者から基本契約の解約の通知があったものとします。

(保険期間の延長変更の特例)

第19条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、その基本契約の保険期間が満了したときは、その満了の日に、保険契約者から保険期間を1年間延長する変更の請求があったものとみなして保険期間を延長し、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、次に掲げる場合には、当該変更に関する取扱いをしません。

- (1) 満期保険金の支払の請求があったとき。
 - (2) 延長後の保険期間が20年を超えるとき。
 - (3) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。
- 2 前項の変更は、延長前の保険期間の満了の日の翌日からその効力を生じます。ただし、被保険者が延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその満了の日以前にかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したとき（その満了の日の翌日以後に死亡した場合に限ります。）は、その変更の効力は生じないものとし、その満了の日に被保険者が死亡したものとみなします。

(保険期間の短縮変更)

第20条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、基本契約の契約日から起算して5年（保険料半年掛の基本契約にあっては、7年）を経過した後保険期間の満了の日までに財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てるための満期保険金の支払請求があったときは、その請求の日の前日に、保険契約者からその日を保険期間の満了の日とするための変更の請求があったものとみなします。

(保険料額の増額又は減額変更)

第21条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料額を増額又は減額するための変更を請求することができます。ただし、変更後の基本契約が次のいずれかに該当するときは、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料額が1000円の倍数とならないとき。
 - (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の満期保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。
- 4 第1項の変更は、次の各号に定めるときにその効力を生じます。
- (1) 保険料月掛の基本契約 月ごとの契約応当日（保険期間の満了の日を含みます。第34条を除き、以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日
 - (2) 保険料半年掛の基本契約 半年ごとの契約応当日（保険期間の満了の日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、半年ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては、直後の半年ごとの契約応当日
- 5 前項の場合において、保険料額を増額するための変更にあつては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその請求前においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。
- 6 第1項本文の場合において、保険金額を減額するための変更の請求をした財形積立貯蓄保険の基本契約にあっては、同項の規定にかかわらず、基本契約の契約日から起算して2年を経過する前であっても、保険料額を増額するための変更を請求することができます。

(保険金額の減額変更)

第22条 財形積立貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、減額後の基本契約の満期保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、その変更を請求することはできません。

- 2 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者は、保険金額の9割に相当する額を限度として保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が基本契約の契約日から当該減額変更までの間における当該基本契約に係る保険金額のうち最も高い保険金額の1割を下回る額となるときは、その変更を請求することはできません。
- 3 前項の変更は、当該変更による返戻金を財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てられる場合に限りに、その請求をすることができます。
- 4 保険契約者が第1項又は第2項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 5 第1項及び第2項の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。ただし、更正後の保険料額が1000円の倍数とならないときは、第1項及び第2項の変更に関する取扱いをしません。
- 6 第1項及び第2項の変更の場合には、前条第4項の規定を準用します。
- 7 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に保険金又は返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(保険料払済契約への変更)

第23条 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、変更前の基本契約に係る未払保険料の額が責任準備金の額以上であるときは、同項の変更に関する取扱いをしません。
- 4 第1項の変更の場合には、第21条第4項の規定を準用します。

(保険料払済契約への変更の特例)

第24条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者が租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（以下「海外転勤継続適用申告書」といいます。）を提出しようとするときは、前条の規定により基本契約を保険料払済契約に変更することを要します。

- 2 前項の変更の場合には、第21条第4項の規定を準用します。

(保険料払済契約の復旧)

第25条 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、その基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更（以下「保険料払済契約の復旧」といいます。）を請求することができます。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。この場合において、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の請求に併せて、その保険金額を当該最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をすることを要します。
- 4 第1項の請求があった場合において、保険料払済契約に変更した日以後同項の変更の効力発生日の属する月の前月までに第3条の払込時期が到来した保険料については、これを払い込むことを要しません。
- 5 第1項の変更の場合には、第21条第4項及び第5項の規定を準用します。

第10章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

第26条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当日の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第27条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。

第11章 解約

(解約)

第28条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。
 - (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
 - (2) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。
- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金又は返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻

金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(財形法上の不適格事由等による契約の解約)

第29条 財形積立貯蓄保険の基本契約にあっては、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。

- (1) 保険契約者が財形法に規定する勤労者に該当しないこととなったとき(転任又は退職した場合を除きます。) 勤労者に該当しないこととなった時
 - (2) 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時
 - (3) 保険料払済契約に変更した基本契約(更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るものに限り、)について、その保険料払済契約への変更の効力の発生した日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求がなかったとき 当該2年を経過した時
- 2 財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。
- (1) 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄申告書(保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合にあっては、当該申告書)に記載した賃金の支払者(租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。)に係る勤労者に該当しないこととなったとき(転任又は退職した場合を除きます。) 当該賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなった時
 - (2) 保険契約者が転任又は退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき 当該2年を経過した時
 - (3) 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求及びこれに基づく保険料の払込みがなかったとき(海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。) 当該2年を経過した時
 - (4) 保険契約者が法施行区域外に転居したとき(海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。) 転居した時
 - (5) 海外転勤継続適用申告書を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき 当該事由に該当した時
 - (6) 第19条第1項の変更ができないとき 保険期間の満了の時
 - (7) 保険契約者が保険金額の減額変更をした場合において、その変更による返戻金の支払後2年を経過する前に財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類の提出がなかったとき 保険金額の減額変更による返戻金の支払の日から起算して2年を経過した時
 - (8) 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時

第12章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

第30条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
 - (2) 基本契約の失効
 - (3) 保険金額の減額変更の請求
 - (4) 死亡保険金の支払免責
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第4号のときにあっては、責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第31条 基本契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第13章 保険料累計額の制限

(保険料累計額の制限)

第32条 財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額(保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。)の範囲内であることを要します。

第14章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第33条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金(以下「準備金」といいます。)の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

- 2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

(契約者配当金の支払)

第34条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日において効力を有する基本契約(月ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。)に限り、その月ごとの契約応当日(基本契約の契約日から起算して1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日)から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

- 2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金(その事業年度末又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第1号の規定に該当したことによ

- り支払うものを除きます。)は、準備金に繰り入れます。
- 3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。ただし、第2号の場合において死亡保険金又は死亡返戻金を支払うときにあっては、死亡保険金受取人に支払います。
- (1) 保険期間の満了
 - (2) 被保険者の死亡
 - (3) 基本契約の解除又は解約の通知
 - (4) 基本契約の失効
 - (5) 保険金額の減額変更の請求
- 4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。
- 5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第15章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第35条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 控除支払

(控除支払)

第36条 死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、第22条第7項及び第28条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第17章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第37条 保険金受取人は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

- 2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「保険金等」といいます。）の支払の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。
- 3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
- 4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払は行いません。
- 5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。
- 6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第38条 保険金等の支払を請求する権利は、その保険金等の支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

別表第1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限り。）
- (4) 痘そう
- (5) ベスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第2 死亡返戻金の額

死亡返戻金は、次の金額とします。

$$\boxed{\text{(満期保険金額)} \times \frac{\text{(契約日から死亡の日までの経過期間)}}{\text{(保険期間)}}}$$

(注) 保険期間及び基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年）を単位として計算し、1か月に満たない端数（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年に満たない端数）

が出たときは、その端数は切り上げます。

別表第3 重度障害の状態

(1) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- | | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 両眼が失明したもの |
| 2 | 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの |
| 3 | 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの |
| 4 | 両上肢を手関節以上で失ったもの |
| 5 | 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの |
| 6 | 両上肢の用を全く廃したもの |
| 7 | 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
| 8 | 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの |
| 9 | 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
| 10 | 1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの |
| 11 | 両下肢を足関節以上で失ったもの |
| 12 | 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの |
| 13 | 両下肢の用を全く廃したもの |

(2) 前号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 重度障害

前号の表に掲げる重度障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(ア) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(イ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 言語、そしゃくの障害

(ア) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(イ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

オ 上肢の障害

(ア) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

カ 下肢の障害

(ア) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

別表第4 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金又は死亡返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第8条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足る書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
満期保険金の支払（第8条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 4 保険契約者の戸籍抄本 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
死亡返戻金の支払（第9条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書

		4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第11条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

イ その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第7条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
重度障害の通知（第11条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明するに足りる書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第15条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
死亡保険金受取人の指定又はその変更（第17条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
死亡保険金受取人の指定変更権の放棄（第17条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第18条、第21条－第23条、第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
保険期間の延長変更の特例（第19条関係）	保険契約者	1 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約に変更した基本契約を除きます。） 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
無効保険料の払戻し（第31条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第34条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

- (2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 第1号の書類のうち、契約の変更、保険期間の延長変更の特例、保険金額の減額変更及び解約に係るものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4) 勤務先が事務代行団体に基本契約に係る事務を委託している場合は、前号の書類は勤務先及び事務代行団体を經由して会社に提出してください。
- (5) 保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約を締結している場合は、第3号の書類は事務代行団体を經由して会

社に提出してください。

財形貯蓄保険普通
保険約款

保険種類
この約款

財形終身年金保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条―第8条）
- 第4章 年金の支払（第9条―第15条）
- 第5章 加入限度額超過による契約の解除（第16条）
- 第6章 年金受取人等の代表者（第17条）
- 第7章 契約関係者の異動（第18条）
- 第8章 契約の変更（第19条―第22条）
- 第9章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第23条・第24条）
- 第10章 解約（第25条・第26条）
- 第11章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第27条・第28条）
- 第12章 契約者配当（第29条・第30条）
- 第13章 譲渡禁止（第31条）
- 第14章 控除支払（第32条）
- 第15章 年金の支払の請求等（第33条・第34条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、財形終身年金保険の基本契約について定め、財形終身年金保険は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とし、その者を年金受取人とするものであって、被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするほか、年金の支払開始後一定の期間（以下「保証期間」といいます。）内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金（以下「継続年金」といいます。）の支払をするものとします。

第2章 責任開始

(責任開始)

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とします。
- 3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を勤務先（租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。以下同じとします。）を経由して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。
- 4 前項の場合において、保険契約者の勤務先が事務代行団体（財形法に規定する事務代行団体をいいます。以下同じとします。）に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、事務代行団体及び勤務先を経由して保険契約者に交付します。

第3章 保険料の払込み

(払込時期)

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、次の期間（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

- (1) 保険料の払込方法（回数）を月掛とする基本契約 基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあつては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあつては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで
- (2) 保険料の払込方法（回数）を半年掛とする基本契約（以下「保険料半年掛の基本契約」といいます。） 基本契約の契約日から起算して半年ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあつては、その月の末日の翌日。以下「半年ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあつては、半年ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで

(猶予期間)

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。（契約の失効）

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。（勤務先等による保険料払込みの代行）

第6条 第2回以降の保険料は、当該基本契約に係る勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、その者に代わって払い込んでください。

2 保険契約者の勤務先が事務代行団体に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、前項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体がその者に代わって払い込んでください。

3 前2項の規定により勤務先又は事務代行団体（以下この項において「勤務先等」といいます。）が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書（この基本契約に係る事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。以下同じとします。）又は覚書（財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約に係る事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。以下同じとします。）に基づいて当該勤務先等から会社の本社又は会社の指定した場所に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第7条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日（保険料半年掛の基

本契約にあっては、半年ごとの契約応当日）以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) 基本契約の消滅
- (2) 保険料額の減額変更
- (3) 保険料払込期間の短縮変更
- (4) 年金支払事由発生日の繰上変更
- (5) 保険料払済契約への変更
(保険料累計額の制限)

第8条 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

第4章 年金の支払

(年金の支払)

第9条 年金は、年金支払事由発生日（被保険者が年金支払開始年齢に達する日をいいます。以下同じとします。）から被保険者の死亡に至るまでの期間（以下「年金支払期間」といいます。）において、年金支払事由発生日又はその日から起算して1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、年金支払事由発生日の属する月から起算して1年ごとの年金支払事由発生日の属する月の応当月の末日。以下「年ごとの年金支払事由発生日」といいます。）に被保険者が生存しているときに、年金受取人に支払います。

2 前項の年金受取人は、被保険者としてします。

(継続年金の支払)

第10条 年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間内に年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、継続年金を年金継続受取人（継続年金の支払を受けるべき保険契約者をいいます。以下同じとします。）に支払います。

(年金の支払方法)

第11条 会社は、各年金支払年度（年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生日の前日に終わる期間をいいます。以下同じとします。）に支払うべき年金額を、会社の定めるところにより6回に分割し、年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生日から起算して2か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日。以下「年金支払日」といいます。）ごとに、その1回分を支払います。

2 前項の場合において、保証期間経過後に被保険者が死亡した場合であって、被保険者の死亡した日の属する年金支払年度に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

3 継続年金の支払については、第1項の規定を準用します。

(年金の上乗支払)

第12条 年金支払事由発生日以後において、被保険者又はその者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人は、保証期間内の一定期間（以下「年金上乗期間」といいます。）にわたり、この条による請求がなかったとした場合に支払うべき年金（以下「元の年金」といいます。）の額に一定額の年金（以下「上乗年金」といいます。）の額を加えて得た額の支払を請求することができます。

(1) 基本契約の責任開始時以後に別表第1に定める重度障害の状態となり、現に当該状態が継続しているとき。

(2) 6か月以上の期間にわたり別表第2に定める療養を要する状態となり、現に当該状態が継続しているとき。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、同項の請求をすることはできません。

(1) 年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了する日までの期間が5年未満であるとき。

(2) 上乗年金の支払回数が、1回限りであるとき。

(3) 既に上乗年金の支払の請求をしたものであるとき。

3 第1項の請求があった場合においては、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間についてはその間の年金を支払いません。

4 第1項の請求があった場合においては、上乗年金は、その請求の日から3か月を経過後最初に到来する年金支払日から支払います。

5 上乗年金の額は、会社の定めるところにより算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定めるところにより分割して支払います。

(被保険者死亡の場合における上乗年金の支払)

第13条 年金上乗期間の満了する日までに被保険者が死亡した場合において、年金上乗期間のうち継続年金を支払う期間分の上乗年金については、継続年金とともに支払います。

(年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払)

第14条 第12条第4項の規定により上乗年金の支払を開始する日以後年金上乗期間の満了の日までの間に年金が積増されたときは、その積増年金（年金のうち第30条の規定により積み増された年金に係る部分をいいます。以下同じとします。）のうち第12条第3項の規定により年金の支払をしない期間（以下「年金不払期間」といいます。）分については、その積増しの都度、当該積増年金を積み増す日から年金上乗期間の満了する日までの期間にわたって分割して支払います。この場合において、分割して支払う積増年金の額の算出及び支払については、同条第5項及び前条の規定を準用します。

(年金不払期間中に積み増された積増年金の支払)

第15条 年金上乗期間の満了の日の翌日以後に年金が積み増されたときは、その積増年金のうち年金不払期間分については、第11条の規定にかかわらず、次によります。

(1) 年金不払期間の満了時に被保険者が生存している場合は、年金不払期間満了後最初の年金の支払の際に支払います。

(2) 年金不払期間中に被保険者が死亡した場合は、その死亡後に支払います。

2 前項の規定により支払う積増年金額は、会社の定めるところにより算出します。

第5章 加入限度額超過による契約の解除

(加入限度額超過による契約の解除)

第16条 会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- 2 会社は、年金の支払事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その年金を支払いません。また、会社は、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができません。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、年金受取人又はその法定代理人に通知します。

第6章 年金受取人等の代表者

(年金受取人等の代表者)

第17条 基本契約について年金受取人又は年金継続受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の年金受取人又は年金継続受取人を代理するものとします。

- 2 年金受取人又は年金継続受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について年金受取人又は年金継続受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

第7章 契約関係者の異動

(住所等の変更の届出)

第18条 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

第8章 契約の変更

(契約の変更)

第19条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後保険料払込期間の満了前に限り、次に掲げる変更を請求することができます。

- (1) 保険料額を増額又は減額するための変更
 - (2) 保険料の払込方法（回数）及び保険料額を変更しないで、保険料払込期間を延長又は短縮するための変更
 - (3) 保険料の払込方法（回数）及び保険料額を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げる又は繰り下げるための変更
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
 - 3 第1項の場合において、変更後の基本契約が次のいずれかに該当することとなるとき、又は基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるとき（同項第2号又は第3号の変更の場合に限ります。）は、同項の変更を請求することはできません。
 - (1) 保険料額が1000円の倍数とならないとき。
 - (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第8条に規定する最高限度額を超えるとき。
 - (3) 契約種類（会社の定める契約種類をいいます。以下この号において同じとします。）が基本契約の契約日における財形終身年金保険の契約種類のいずれかに該当しないとき。
 - (4) 保険料払込期間が5年（保険料半年掛の基本契約にあっては、6年）に満たないとき、又は25年を超えるとき。
 - 4 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。ただし、更正後の基本年金額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額を下回るとき、又は加入限度額を上回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。
 - 5 保険料払込契約への変更後にする保険料払込期間の短縮変更（保険料払込期間の満了の日を保険料払込契約への変更の効力発生日の翌日とするものに限ります。）の請求の場合には、基本年金額を更正しません。
 - 6 第1項第1号の請求があった場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、同項の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

(保険料払込契約への変更)

第20条 保険契約者は、保険料払込契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。ただし、変更前の基本契約に係る未払保険料の額が責任準備金の額以上であるときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(保険料払込契約への変更の特例)

第21条 保険契約者が租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（以下「海外転勤継続適用申告書」といいます。）を提出しようとするときは、前条の規定により基本契約を保険料払込契約に変更することを要します。

(保険料払込契約の復旧)

第22条 保険料払込契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、その基本契約を再度保険料の払込みをする基本契

約にする変更（以下「保険料払済契約の復旧」といいます。）を請求することができます。ただし、保険料払込期間を経過しているときは、その変更を請求することはできません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。この場合において、更正後の基本年金額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額を下回るときは、同項の請求に併せて、その年金額を当該最低年金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をすることを要します。
- 4 第1項の請求があった場合において、保険料払済契約に変更した日以後同項の変更の効力発生日の属する月の前月までに第3条の払込時期が到来した保険料については、これを払い込むことを要しません。

第9章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

第23条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

第24条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものととして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として基本年金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第10章 解約

（解約）

第25条 保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。
 - (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
 - (2) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

（財形法上の不適格事由等による契約の解約）

第26条 保険料払込期間の満了前に基本契約（第19条第5項に規定する保険料払込期間の短縮変更をしたものを除きます。）について次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。

- (1) 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄申告書（保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合にあっては、当該申告書）に記載した賃金の支払者（租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。）に係る勤労者に該当しないこととなったとき（転任又は退職した場合を除きます。） 当該賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなった時
- (2) 保険契約者が転任又は退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき 当該2年を経過した時
- (3) 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求及びこれに基づく保険料の払込みがなかったとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 当該2年を経過した時
- (4) 保険契約者が法施行区域外に転居したとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 転居した時
- (5) 海外転勤継続適用申告書を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき 当該事由に該当した時
- (6) 勤務先が財形終身年金保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時
- (7) 基本契約が財形法に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき（第1号から第3号までのいずれかに該当するときは除きます。） 当該事実が生じた時

第11章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

第27条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
- (2) 基本契約の失効
- (3) 年金支払事由発生前の被保険者の死亡
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

（無効保険料の払戻し）

第28条 基本契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第12章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第29条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

(契約者配当金の支払)

第30条 年金支払事由発生前において前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日（年金支払事由発生前に限ります。）において効力を有する基本契約（月ごとの契約応当日に基本契約の解除又は解約の通知があった基本契約を除きます。）に限り、その月ごとの契約応当日（基本契約の契約日から起算して1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日）から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち、第4項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3 年金支払事由発生前において次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。

- (1) 被保険者の死亡
- (2) 基本契約の解除又は解約の通知
- (3) 基本契約の失効

4 年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生応当日が到来したときは、契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。次項において同じとします。）を年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

5 前項の規定による積増年金は、契約者配当金を保険料に充てた日から年金の支払をするものであって、その日において基本契約について支払われるべき基本年金と同じものとしします。

6 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第13章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第31条 年金受取人又は年金継続受取人は、年金、継続年金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第14章 控除支払

(控除支払)

第32条 年金、継続年金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第15章 年金の支払の請求等

(年金の支払の請求等)

第33条 年金受取人又は年金継続受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 年金継続受取人の代表者が、年金継続受取人の死亡の事実を知ったときは、前項の規定を準用します。

3 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「年金等」といいます。）の支払の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第3に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

4 年金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

5 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは年金等の支払は行いません。

6 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所にて発した通知は、その発した時に、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に到達したものとみなします。

7 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第34条 年金等の支払を請求する権利は、その年金等の支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

別表第1 重度障害の状態

(1) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語又はそしゃくの機能を全く廃したものの

- 3 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したのもの
- 6 両上肢の用を全く廃したのもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したのもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したのもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したのもの
- 13 両下肢の用を全く廃したのもの

(2) 前号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 重度障害

前号の表に掲げる重度障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(ア) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。

(イ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 言語、そしゃくの障害

(ア) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失ったものをいいます。

(イ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

オ 上肢の障害

(ア) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

カ 下肢の障害

(ア) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

別表第2 療養を要する状態

療養を要する状態は、次のとおりとします。

- (1) 医師の治療を受けている状態
- (2) 医師の指示に基づき静養している状態（前号に該当する場合を除きます。）

別表第3 必要書類

(1) 年金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次の表に掲げるものとし、

ア 年金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第9条、第33条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
継続年金の支払（第10条関係）	年金継続受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金継続受取人の戸籍抄本 4 年金継続受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
年金の上乗支払（第12条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 配偶者であることを証明するに足る書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。） 5 年金受取人の戸籍抄本 6 年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券

イ 返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除若しくは解約又は失効による返戻金の支払（第27条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第27条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

ウ その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
年金受取人等の代表者の指定（その変更を含む。）（第17条関係）	年金受取人又は年金継続受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人又は年金継続受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第19条、第20条、第22条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税年金貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
解約（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第28条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

- (2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) 第1号の書類のうち、契約の変更及び解約に係るものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4) 勤務先が事務代行団体に基本契約に係る事務を委託している場合は、前号の書類は勤務先及び事務代行団体を經由して会社に提出してください。

お手続きやご契約に関するお問い合わせ

- ☆ ご契約に関するご照会、お問い合わせなどの際には、必ず保険証券をご用意ください。
- ☆ プライバシーの保護のため、お問い合わせなどは保険契約者ご本人さまよりお願いいたします。

お電話でのお問い合わせやご相談

コールセンター

0120-552950 (通話料無料)

受付時間：午前9時～午後9時（土日休日は午後5時まで）

※1月1日～3日は除きます。

☆ご相談内容によりサービスセンターに転送することになります。

☆土日休日は個別の契約に関するご相談のご回答は翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口

受付時間：午前9時～午後5時（平日）

※12月29日～1月3日は除きます。

窓口でのお手続き

当社は、保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金等の支払請求の受付等の業務の一部を郵便局株式会社に委託しています。郵便局株式会社の保険の窓口取扱時間は、土日休日（1月2日、1月3日及び12月31日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。ただし、一部の郵便局株式会社の店舗では、窓口取扱時間を午後6時まで延長している場合や窓口取扱時間を変更している場合もございます。

詳しくは最寄りの郵便局株式会社の店舗にお尋ねください。

インターネットによる加入申込相談受付・各種情報提供

- かんぽ生命のホームページアドレス <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

サービスセンターのご案内

ご加入いただきましたご契約につきましては、ご契約の締結、保険金・年金・返戻金の支払決定、ご契約の異動・変更、保険料の受入れ監査などに関する事務を行っているサービスセンターからの各種のご連絡（ご通知）を差し上げることがあります。

なお、サービスセンターの名称、所在地及び受持区域は次のとおりです。

名称・所在地	受 持 区 域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉 3-2-7	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島・北海道
東京サービスセンター 〒109-8792 港区三田 1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山 1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町 8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良 和歌山・鳥取・島根・岡山・広島 山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園 1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

支店のご案内

当社の保険契約の保険募集業務、保険料等収納業務、保険金等の支払請求の受付等の業務につきましては、次の当社支店においてもお取り扱いいたします。なお、当社支店の業務取扱時間は、土日休日（1月2日、1月3日及び12月31日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。

区域名	名称	所在地
北海道	札幌支店	〒060-0041 札幌市中央区大通東2-1
	旭川支店	〒070-8799 旭川市六条通6-28-1
	函館支店	〒040-8799 函館市新川町1-6
	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東北	青森支店	〒030-8799 青森市堤町1-7-24
	盛岡支店	〒020-8799 盛岡市中央通1-13-45
	仙台支店	〒980-8797 仙台市青葉区一番町1-1-34
	秋田支店	〒010-8799 秋田市保戸野鉄砲町5-1
	山形支店	〒990-8799 山形市十日町1-7-24
	福島支店	〒960-0199 福島市鎌田字下田4-2
関東	茨城支店	〒312-0052 ひたちなか市東石川1-10-20
	土浦支店	〒300-8799 土浦市城北町2-21
	宇都宮支店	〒320-8799 宇都宮市中央本町4-17
	群馬支店	〒370-1201 高崎市倉賀野町1067-9
	さいたま支店	〒330-9797 さいたま市中央区新都心3-1
	熊谷支店	〒360-0037 熊谷市筑波3-195
	川越支店	〒350-1199 川越市小室22-1
	千葉支店	〒260-8799 千葉市中央区中央港1-14-1
	柏支店	〒277-0021 柏市中央町6-19
南関東	船橋支店	〒273-0012 船橋市浜町2-1-1
	横浜支店	〒231-8799 横浜市中区日本大通5-3
	藤沢支店	〒251-8799 藤沢市藤沢115-2
	川崎支店	〒210-8799 川崎市川崎区榎町1-2
	橋本支店	〒229-1199 相模原市西橋本5-2-1
東京	山梨支店	〒400-0199 甲斐市名取12-1
	日本橋支店	〒103-8799 中央区日本橋1-18-1
	京橋支店	〒104-8799 中央区築地4-2-2
	麻布支店	〒106-8799 港区麻布台1-6-19
	浅草支店	〒111-8799 台東区西浅草1-1-1
	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
	足立支店	〒120-0023 足立区千住曙町42
	新宿支店	〒163-8799 新宿区西新宿1-8-8
	巣鴨支店	〒170-0002 豊島区巣鴨4-26-1
	渋谷支店	〒150-8799 渋谷区渋谷1-12-13
	大森支店	〒143-8799 大田区山王3-9-13
	小金井支店	〒184-8799 小金井市本町5-38-20
八王子支店	〒192-0083 八王子市旭町9-1	

区域名	名 称	所 在 地	
信 越	新潟支店	〒951-8799	新潟市東堀通七番町1018
	長岡支店	〒940-1106	長岡市宮内3-10-9
	長野支店	〒380-8797	長野市栗田801
	松本支店	〒390-0815	松本市深志2-1-9
北 陸	富山支店	〒930-8799	富山市桜橋通り6-6
	高岡支店	〒933-8799	高岡市御馬出町34
	金沢支店	〒920-8797	金沢市尾張町1-1-1
	福井支店	〒910-8799	福井市大手3-1-28
東 海	岐阜支店	〒500-8799	岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799	浜松市旭町8-1
	静岡支店	〒420-8799	静岡市葵区黒金町1-9
	名古屋支店	〒469-8797	名古屋市中区丸の内3-2-5
	北名古屋支店	〒481-8799	北名古屋市弥勒寺西2-33
	春日井支店	〒486-8799	春日井市柏井町3-102-1
	岡崎支店	〒444-8799	岡崎市戸崎町字原山4-5
近 畿	四日市支店	〒510-8015	四日市市松原町5-42
	京都支店	〒600-8799	京都市下京区東塩小路町843-12
	大津支店	〒520-2153	大津市一里山3-34-14
	大阪支店	〒530-8797	大阪市中央区北浜東3-9
	大阪南支店	〒542-8799	大阪市中央区東心斎橋1-4-2
	布施支店	〒577-8799	東大阪市永和2-3-5
	堺市店	〒590-8799	堺市堺区南瓦町2-16
	神戸支店	〒650-8799	神戸市中央区栄町通6-2-1
中 国	姫路支店	〒672-8799	姫路市葛磨区中島1139-29
	鳥取支店	〒680-8799	鳥取市東品治町101
	松江支店	〒690-8799	松江市東朝日町138
	岡山支店	〒700-8799	岡山市中山下2-1-1
	福山支店	〒720-8799	福山市東桜町3-4
	広島支店	〒730-8797	広島市中区東白島町19-8
	防府支店	〒747-8799	防府市佐波2-11-1
四 国	徳島支店	〒770-0856	徳島市中洲町1-42-1
	高松支店	〒760-0025	高松市古新町8-1
	松山支店	〒790-8797	松山市宮田町8-5
	高知支店	〒780-8799	高知市北本町1-10-18
九 州	福岡支店	〒810-8799	福岡市中央区天神4-3-1
	北九州支店	〒802-8799	北九州市小倉北区萩崎町2-1
	佐賀支店	〒849-8799	佐賀市高木瀬西3-2-5
	長崎支店	〒852-8106	長崎市岩川町9-17
	佐世保支店	〒857-0863	佐世保市三浦町3-3
	熊本支店	〒860-8797	熊本市城東町1-1
	大分支店	〒870-8799	大分市府内町3-4-18
	宮崎支店	〒880-0002	宮崎市中央通3-30
沖 縄	鹿児島支店	〒890-0045	鹿児島市武1-8-8
	那覇支店	〒900-8799	那覇市壺川3-3-8

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします

特に

しおりの頁

- ご加入の制限について・・・・・・・・・・・・・12
- ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について・・・13
- ご契約の責任開始時について・・・・・・・・・・・・・15
- 保険料のお払込方法（経路）について・・・・・・・・・・・・・25
- 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について・・・・・・・・・・・・・26
- ご契約の解約と返戻金のお支払いについて・・・・・・・・・・・・・27
- 保険金などをお支払いできないときについて・・・・・・・・・・・・・37

などは、契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。保険料の受領など社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、このご契約のしおりは、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するお問い合わせにつきましては

ここにきこう
コールセンター 0120-552950

取扱支店、郵便局又は取扱社員

株式会社かんぽ生命保険
本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

ホ00040(19.6・FJP)



18000400008001

この「ご契約のしおり」は、再生紙を使用しています。